

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

令和3年3月16日

摂 津 市 議 会

目 次

総務建設常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 ----- （総務部、建設部所管分） 質疑（藤浦雅彦委員、南野直司委員）	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 ----- （市長公室、総合行政委員会、会計室、消防本部所管分） 補足説明（市長公室長、選挙管理委員会・監査委員・公平 固定資産評価審査委員会事務局長、会計管理者、消防長） 質疑（塚本崇委員、松本暁彦委員、安藤薫委員）	38
散会の宣告-----	78

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年3月16日（火） 午前9時59分 開会
午後5時16分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	南野直司	委員	藤浦雅彦
委員	安藤 薫	委員	塚本 崇	委員	三好義治
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫
市長公室長兼同室次長 大橋徹之 同室参事 亀谷政晃
同室参事 西川 聡 秘書課長 妹尾智行 広報課長 古賀順也
政策推進課長 大西健一 同課参事 湯原正治
人事課長 浅尾耕一郎 人権女性政策課長 由井秀子
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳裕志
同部参事兼資産活用課長 池上 彰 同部参事兼情報政策課長 槇納 縁
総務課長 川本勝也 同課参事 中尾昌志
防災危機管理課長 川西浩司 財政課長 森川 護
市民税課長 妹尾紀子 固定資産税課長 藤原英昭
納税課長 船寺順治 工事検査室長 江草敏浩
建設部長 高尾和宏 同部参事兼道路交通課長 永田 享
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
建築課長 寺田満夫 道路管理課長 井上齊之
会計管理者 岩見賢一郎 会計室長 井口久和
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 橋本英樹
同局次長 菰原知宏
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
同部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二
警防第1課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛 渡 長 子 同局主幹兼総括主査 香 山 叔 彦

1. 審査案件

議案第 1 号 令和 2 年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 1 1 号）所管分

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名します。

それでは、先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。本委員会の2日目ということで、なるべく簡潔にしたいと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

まず、1番目、財政全般についてということで、これは多くの質疑がありまして答弁がありました。令和3年度当初予算が400億円を超えたということについてですね。コロナ禍の影響もあったということですけども、影響としては個人市民税では2億410万円、4.5%減。法人市民税で2億8,590万円、14%減ということで、合計でも4億9,000万円の減であったと。一方で、地方交付税は1億9,000万円増、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填債交付金、これが2億円増ということです。

まちづくりとか建設ものの起債など、これが令和2年度よりも非常に多かった。16億円増加しているということ、それで37.5億円となっているということでした。

起債も返済額、元金では20.1億円でしたけども、それを超えるということで、これは前々からやがてはそういうふうになりますよということと言われていたけども、令和3年度ではそういう現象になったと。

基金の繰り入れが26億6,835万円

ということです。令和元年度の当初予算のときで基金の繰入額は約20億8,000万円だったわけですけど、決算のときでは、実際は7,700万円の繰り越しとなったと、新たに2億9,000万円積みましたということなので、このときは臨時財政対策債が未発行であったということで、今回は当初から見込んでいるということになりますので、条件的にはほぼ似たような条件になるのかなと、私は思っています。ということで、そういうものを考えると、実際に26億円の基金繰入があっても、2億円ぐらいの取り崩しになるのかなと私は見ているわけですけども、こういった中で、こういう借り入れが増加する現象というのは、まちづくりがまだしばらく続くので、当分こういう現象が続きますよという、そういう答弁もありました。これはおさらいですけど。

固定資産税の評価替えになります。その基準となる評価は、ちょっと前のインバウンド全盛時代に行われた評価に基づいて評価替えを行うということで、軒並み増税になるという予測になっていたわけですけども、ところが、去年行われました税制調査会で我が党のほうの主張で、こういう経済的に厳しい状況の中で固定資産税が上がるといのはいかなものかということで、令和3年度に限っては地価の上昇した分について、これは抑えるということになっていますが、これは令和3年度限りなので、これの影響がどういうふうになっているのか、地下が上がっているところがありますが、実際に令和4年度からは通常に戻すということになると思うんですが、その辺のご説明をお願いしたいと思ひます。

それから、中長期的に気になりますのは、

現在策定中の個別施設計画によって必要経費が計上されてくるということになります。既に鳥飼保育所ととりかい幼稚園を建て替えていく、認定こども園とするということも一部予算化が始まっているわけですが、個別計画では今後40年間で総額722億円、年平均では18億円とされているわけですが、こういうことも踏まえて、財政的な見通し、考え方について、これは一度副市長のほうからお答えいただきたいと思います。これが1点目です。

それから2点目、情報化推進事業についてです。予算概要では22ページ、これも先日来、いろんな答弁をいただいていたので、国が自治体DX推進計画に基づいて推進をされていると、それに基づいて本市も進めていくというような答弁もありました。このことについて、着実に、また戦略的に推進していただきますように、これはお願いし、要望としておきたいと思います。

これから国の意向に従って、脱判こ、これは国のほうは既に大分進んでいるんですけど、摂津市においても脱判こを進めていくと伺っています。これは、どういうふうな流れでやっていかれるのかということ。このことによってインターネットによる申請もどんどん進んでいくと思うんですけども、具体的な計画についてをお答えください。

また、早くからペーパーレスについては進められていると思うんですけども、現状と令和3年度でまたさらにどういうふうな取り組みになるのか、併せてお願いします。

それから3番目、市立集会所管理事業です。予算概要書の16ページ、市立集会所管理事業について、自治会など地域に委託をされていると思います。これは議論があ

りまして、質問があつてお答えがありましたけど、令和3年度では、引き上げられて年間4万1,000円と、1万円が令和3年度ではプラスされているという答弁がありましたけども、一方でこの50か所ある集会所の修繕料が600万円ということになっていますが、これはどのような部分のどんな修繕になるのかということを最初にお答えをお願いします。

4番目、FM推進事業です。現在策定中の個別施設管理計画が間もなく策定されると。今後5年間でエリアごとに大規模改修の時期を検討していくと答弁されていますけども、令和3年度は鳥飼保育所ととりかい幼稚園を統合して認定こども園とすることとか、三宅柳田小学校の校舎の構造躯体劣化調査を実施されます。その他多くの課題がこの個別計画では記載されていますけれども、エリア別に見ますと、三宅柳田小学校において調査を必要とする建物が非常に多いと思います。なので、今年の予算としては1番目にこの三宅柳田小学校の構造躯体劣化調査が実施されるということで、それはなぜですかと、そして再編の検討がされていくということになりますけども、この再編の検討エリア、どこを最初に執り行うとか、そういうことと併せて答弁をお願いしたいと思います。

それからFMで、これは管理のほうを私は非常に重要視しているんですけども、管理できる人材の養成というのは非常に重要だと考えています。これはもう毎回そのことを質問していますけども、令和3年度における職員向けの施設管理者のための研修会の実施予定について教えていただきたいと思います。

それから5番目、予算概要88ページ、狹隘道路整備事業についてです。これは二

つありまして、道路管理課分と建築課分とあります。今まであった分と、それから新たに創設される制度ということになると思いますけども、新たに創設される制度について、先日、資料も頂いて説明いただいたわけですが、拡張工事を実施する主体者、これは一体誰になるのか。少し踏み込んで制度の説明も併せてお願いしたいと思います。

それから、重点地区以外の、要するに今までずっと取り組んできた狹隘道路の取り組み、これについて、4.8メートルの拡張指導は継続される。ただし補助金はなくなる、こういうことですが、今までやってきた補助金による制度と同程度の指導性と言いますか、実現するための取り組みとしてどのような指導体制、また開発基準に記載をすとか、厳しく記載するとか取り組みがあると思いますけども、考えられていることについてご答弁をお願いしたいと思います。

それから6番目、都市計画マスタープラン策定事業です。これも先日議論になっていましたけども、予算概要の90ページです。都市計画マスタープランの策定をいよいよされると、令和7年度までの計画だったものですが、これは上位計画の変更があって、2年前倒しでスタートするようになるということでこれから3年かけて改訂されるという答弁がありました。前回の計画改訂時には、有識者が入られて、協働というのを前面に押し出された計画になってまして、今までの計画と違って非常に魅力的な計画だなど、私は感じています。中には非常に具体的な事例を挙げられて、今までの計画にない見やすい計画であったなと思います。少し話をしますと、例えば駅前のまちづくりの空き店舗の対策に

についても、学生とコラボでやっているような事例を紹介されたりとか、まちづくり協議会によるまちづくり、これはいろんなところでやっていますし、鳥飼まちづくりグラウンドデザイン何かにも参考になるような、まちづくり協議会によって行っているまちづくり何かも紹介されています。また、新たな公共交通とか、いろんな新しい交通機関、こういうものについても紹介されていますし、自転車によるまちづくりもあります。あとは緑のまちづくりとして、協働で作り上げる公園、こういったものも紹介されていて、非常に魅力的だなどと思いました。

しかし、なかなか行政のほうからすると、その検証について、あまりこういうのにはしたくないんだろうなという気持ちはあるわけですが、とにかくそれをしのごような新しい計画、魅力的なプランにしていきたいということは要望しておきたいと思います。

この中に実はいろんな計画と連動することが書いてあります。その中の一つは、住宅マスタープラン、これはこの都市計画マスタープランと連動するようなことで書かれていますけど、こちらでは、住宅マスタープランも2021年で終了ということになるので、本来ならこちらのほうも改訂するための取り組みをスタートさせておかないといけないのではないかと思います。その後期計画についての考え方についてのみ聞いておきたいと思います。

7番目、緑化推進事業です。予算概要94ページ、緑化推進事業について、83万8,000円の計上ですが、これは年に2回誕生植樹祭が実施されていて、現在は明和池公園で、しかも桜の木を植樹

されています。これは何年か前まではずっとクスノキを植えていましたけども、市場池公園に場所を移したときから桜の木に変わりました。それ以降ずっと桜の木になっていると思うんですけども、令和3年度はどうされるのか。なぜ桜に変わったのかということと併せてご答弁ください。

8番目、公園維持管理事業です。予算概要の94ページ、公園維持管理事業について、ちびっこ広場の管理補助金は128万9,000円となっています。これはちびっこ広場の各自治会に管理費用として一部支払っておられると思うんです。その管理体制について、現状どのようになっているのか説明いただきたいと思います。

それともう一つ、県との緑道のところの草刈りについて、決算審査に係る委員会のために私が指摘をしまして、摂津市は年3回、吹田市は年4回ということで、草刈りの時期がずれています。なので、お互いに、吹田市がやったときには摂津市も同時にやらなあかんやないかという声が市民から出ているし、摂津市がやったときには、吹田市も同時にやらなあかんやないかという声が出ているようです。だからこれは調整をして同時期に実施したほうがいいのではないかとということで提案をしたら、一回調整しますというお話があったので、令和3年度ではどのようになっているのかということをお願いします。

9番目、自主防災組織支援事業について、予算概要の102ページ、自主防災組織支援事業についてですけども、令和2年度はコロナ禍の影響で全自主防災組織で防災訓練ができなかったということになりましたけども、コロナ禍でも災害は待ってくれないということですから、やっぱり令和3年度はまた訓練をやっていくというこ

とになると思うんですけども、どのような支援を考えておられるのかということについてご答弁をお願いします。

10番目、防災対策事業で予算書104ページ、防災対策事業についてです。まず地域防災計画の見直しを実施されます。この中にはSOS避難メソッドが国土交通省のモデル事業となっているということで、これが含まれるということなんですけども、同じく、この国土交通省がモデルとして進めているのはマイ・タイムラインというのがあります。これはぜひともセットで進めていただきたいと思うんです。SOS避難メソッドというのは、分散型避難ということで、それを浸透させていくということになるんだろうと思いますが、分散型避難で、じゃあ具体的にどう逃げるの、どこに逃げるの、いつ逃げるのということについては、このマイ・タイムラインをすることによって、それぞれの家庭において、個人において避難メソッドで、しかも具体的にはどこへ逃げていく、いつ逃げていくという計画をつくっていくということで、あわせますと非常に有効な避難計画になっていくなと思います。実感をしていますので、その辺の考え方について一度ご答弁いただきたいと思います。また、防災ブックを作成して、各戸配布されるということですけども、これにおいてもマイ・タイムラインの作成ができるような内容をこの防災ブックの中に盛り込んで、そして各家庭で作成するようなことを取り組んでいかれたらどうかなと思うんですけど、このことについても併せてご答弁をお願いします。

それと、避難所となる施設に鍵ボックスを設置されるということで、去年は小・中学校に設置されるということで、そのとき

もほかの避難施設に設置するように要望いたしましたけども、今年についてはその他の避難所について設置するということになりました。これは感謝を申し上げたいと思います。その運用について、代表質問でも議論されていましたが、これは、それぞれの避難所に担当されている職員の誰が来ても開けられるというのが前提になっているということです。しかし、地域の人の方が避難所に駆けつけるのが早いということですので、そういうこともやっぱり重要やと思いますので、そのことの方考え方について、ご答弁をお願いしたいと思います。

決算審査に係る委員会のときに、国土交通省の「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みがあり、本市役所にも新館1階の正面入り口のところに、水位はここまで来ますよというプレートがついていますが、これは9か所ぐらい摂津市でも設置していただいたんですけど、国土交通省がもしまだやっているんだったら、これをどんどん摂津市にもつけてもらうようにということで、決算審査に係る委員会のときにお話をしたんですけども、そのときにそちらのほうから、公共施設に限らずに人通りが多い幹線道路に想定浸水の表示を入れました掲示物を作る準備を進めているという答弁をいただいています。予算概要の104ページに表示板製作委託料というのがありますが、これはそれになるのか、また全然違うものなのか、具体的に進めているのかについてご答弁をお願いしたいと思います。

11番目、摂津市強靱化地域計画について、先日、パブリックコメントを実施されました摂津市の強靱化地域計画について、先日の総務建設常任委員協議会では、国の

補助金申請をするために必要なので、非常に短時間であったけども作り上げたというような説明であったと思いますが、国の狙いはそうではなくて、やっぱり地域全体を把握して強靱化をしていくための計画であるという位置づけだと思うんですね。だから非常に重要視をしているんだろうと思うんです。私もこれは大変重要な計画だと認識をしたわけですけども、現に中身を見ると、施設管理計画から外されているような、水道とか下水道とか消防水利施設なんかも含まれています。なので、このハード面、ソフト面も含まれていて非常に全体をつかみやすい計画だと思います。その位置づけについて、市の見解を最初に尋ねておきたいと思います。この摂津市強靱化地域計画についての位置づけです。

それから12番目、JR千里丘駅の駅前広場の修繕事業ですかね、これについては要望だけです。先日来、この質疑もされていて、渡り廊下の老朽化について千里丘駅西地区再開発事業と合わせて大規模修繕を検討するという答弁もありましたし、また駅前広場やロータリーも非常に老朽化しております。これも以前にはいろいろ議論があって、検討していくという話でした。そしてまたそれ以外にも、現状ではエレベーターがありますけど、エレベーター付近の人の流れがよくない。よくぶつかるとか、タクシー乗り場に向かうルートにも問題があります。ショートカットをしてバス通りを横切っていくというようなことになっていますし、またフォルテもテナントが単一化して空き店舗が長期化しています。その2階も奥のほうが空いたままで長期化していますし、市民集会コーナー、

これはフォルテ301、303と二つありますが、非常に稼働率が低いという問題とか、またサービスコーナーがあったところもそのままの状態ですし、そういうことも、にぎわいの面でもいろいろ問題があるので、以前にはJR千里丘駅の東口にもにぎわいを取り戻すためにまちづくりを進めていくことを提案してきたわけですが、そのときには、権利者の合意形成を図っていくと、周辺地域の一体的なにぎわいの創出のときにも検討していくというような答弁もいただいているわけですが、そのことを裏づけるために、まずはその東口についても基本構想を策定されてはどうかと、ぜひしていただきたいということを、要望しておきたいと思います。

それから13番目、自転車通行空間整備事業について、これも先日来、質問がなされていました。いろんな方がされていて、令和3年度の取り組みについての答弁がありました。これはもう分かりました。それで、摂津市は自転車によるまちづくりを進めていくと計画で定められているわけですが、推進されていますが、一方で、交通安全啓発事業として、自転車のルールを守るための啓発活動もされています。これはある意味で相反するような、どんどん自転車が車道を通っていくということになりますから。一方ではルールをしっかり守ってもらわないと危険が伴っていくということになるわけで、これは両方やらないと、本当に自転車のまちづくりというのが進んでいけないんだろと思うんですけど、なのでこの自転車ルールを守るための啓発事業について、令和3年度で予定している取り組みについてお答えいただきたいと思います。

14番目になります。これが最後です。

ブロック塀当撤去補助金についてです。これも先日議論されていましたが、大阪府は令和3年度でもうこの補助金について撤退するということがありますが、初めに補助される定義において、認定道路、また法定外通路に面しているという必要性があるんですね。例えば、私道と言われている、大阪府が指定した建築基準法第42条1項5号道路とよくいいますが、これは道路じゃないんです。建築基準法上は大阪府が道路として認めていますけど、道路法による道路ではなくて、摂津市もこれは公道ではありませんという道路です。こういったものに対する扱い、それから同法第43条1項ただし書と言われている空地についての扱いについてお答えください。

以上です。

○野口博委員長 そしたら、藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、藤浦委員のご質問のうち、固定資産税課に関する内容についてご答弁させていただきます。

藤浦委員がご指摘のとおり、令和2年の地価公示価格につきましては、インバウンド等の影響によりまして、大阪圏は地価上昇傾向にございました。その地価公示の影響もございまして、市内にある令和3年度の評価替えの基礎となる標準地110ポイントにつきましては、64地点が上昇、横ばいが30地点、下落が16地点となっております。特に千里丘地域や鳥飼地域の区画整理地内にある交通の便がよい工場地域で顕著な上昇が見られております。

令和3年度の評価替えにおきまして、地価の上昇に伴い、令和2年度の税額と同額に据え置く措置が取られる市内の土地の筆数につきましては、約1万3,000筆となっております。固定資産税、都市計画税合わせて約900万円の減収になる

と考えております。なお、今後、令和3年度の地価公示価格が3月20日頃に発表される予定でございますが、市内における地価公示地点におきましては、コロナ禍の影響により、住宅地及び商業地につきましては横ばい、または下落。工業地におきましては横ばい、または若干の上昇と鑑定士に聞いております。

この令和3年度の地価公示による影響につきましては、令和4年度の固定資産税の評価に影響してくるものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは引き続きましてご答弁申し上げたいと思います。

公共施設等総合管理計画での国土交通省での試算値として、ご指摘のように、今後40年間、総額772億円、年平均18億円と試算されております。

本市における過去10年間の公共建築物の整備に要した投資設計費は年平均約11億円となっていることから、理論値として年間約7億円の不足が生ずるものと試算しております。

これからの人口減少、少子高齢化時代を考えますと、現在の公共施設の規模をそのまま維持することは困難となり、様々な延命策を講じながらも、時代のニーズに応じた公共施設が求められ、建て替え、新設には様々な工夫が求められます。

従前は往々にして単一機能、単一施設が当然視されておりましたけども、これからは広域化、多機能型施設、複合化施設が主流と考えられます。それと併せて、省エネルギー対応、ユニバーサルデザイン等、行政サービスの質の維持・向上と両立させる視点も重要となってまいります。

また、公共施設敷地や施設の一角を民間に貸し付け、賃料を稼ぐ、あるいは公の施設に要する財産は、多くの場合、当該地方公共団体の所有が当然視されておりますが、賃借権を取得し、該当部分を使用するなど、使用に支障がなければ経費比較しながら、それらの利用も市民サービスの提供の選択肢の一つであると考えております。

一方、財政のほうに目を転じますと、それら財源はどうするのかという問題があります。確かに、コロナ禍での社会経済状況は深刻となっております、このような状況下で逆風は吹いておりますが、意欲的なまちづくりのため、将来に向けた投資をしようとするものであり、その原資としましては、各種補助金や市債発行、それから基金の活用等で実現しようとするものでございます。

財政運営については言うまでもなく、堅実性、それから財政構造の弾力性、要請水準の確保の3点セットで考えなければなりません。その時々状況によって、どこにウエートを置くかということになります。

私は常々、財政と家計のスタンスは同じと考えております。何を買うにしても、より良いものをより安くということは当然であります。また、大きな買物をする場合も、将来を見据えた判断をしなければなりません。この考え方は、民間企業とも同じであると思いますが、本質的には民間企業とは次のように大きく異なると考えております。民間企業は企業の業績が基本的には利益イコール財務上の成果で得られますが、地方自治体の業績は財務情報のみ注目して業績を評価するといった近視眼的な考え方は望ましくないと考えております。行政サービスの量や住民満足度等を重

視し、それをいかに少ない支払い、コストによって生み出すかが国や地方自治体に求められております。貨幣財務情報などでは必ずしも測定できない公用・有用性等も対象とすべきと考えております。

つまり、財務を中心とした視点と、財務以外の尺度を考慮するという視点を併せ持っていなければなりません。

先週の本委員会で答弁いたしましたように、過去の公債費関係のデータを見ますと、市債現在高がピーク時に比べて、現在では約6割減となっております。また、公債費の償還金はピーク時の7割減となっております。

今後は、大型事業の実施で多額な市債発行が予定されますが、自治体の財政は、ご承知のように、建設公債主義プラス現金主義会計の枠組みとなっております。国のように赤字国債発行という手段はなく、臨時財政対策債は例外といたしまして、経常経費の所有財源を借入金で賄うというわけにはいかず、また制度上、少なくとも一般会計については、資金不足を生じさせないことが強く要請されております。また最終的には、自治体財政健全化法によって健全化の規制がかかっております。

今後も、財政健全化法に示します各種健全化判断比率等の各指標については、絶えず動向を監視し、特に過去に苦しんだ公債については、特段の注意を払いながら、公共施設再整備へと将来への投資に向けて対応していくことになります。

以上です。

○野口博委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、質問番号2番の脱判この計画についてのご質問にお答え申し上げます。

今般、国のほうでは押印の見直しが行わ

れまして、その結果、行政手続の大部分で押印の廃止が決定され、現在順次法令の改正が行われている状況でございます。

本市におきましても、基本的には国の取り組みの考え方や基準に沿いまして、現在、押印の見直しを行っている最中でございます。

現在の進捗状況につきましては、各課に対し、市民や事業者に押印を求める手続・様式の洗い出しと言いますか、実態調査を行っていきまして、それぞれの課に押印を廃止できるか、できないかの判断をしていただいております。

今後は、総務課のほうで、各課が考えた押印の見直し結果に合理性や整合性があるのか精査を行いまして、各課と協議しながら押印の廃止を決定してまいりたいと考えております。

押印の廃止を決定したものにつきましては、令和3年7月までに順次、条例、規則、要綱等の改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、情報政策課に係りますご質問についてご答弁申し上げます。

まずインターネット申請に係る今後の計画についてでございますが、先日の本委員会でもご答弁させていただきましたが、令和3年度に汎用電子申請システムの導入を予定しております。既に試行実験済みの保育所の入所申請についてインターネットを利用しての電子申請を本格導入させていただきます。

また今後、総務課におけます情報開示請求や、人事課におけます職員採用申込み等での利用を想定しております。

また、今後は感染症対策等においても有効なインターネット申請を各業務において活用していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、国が推進するマイナーポータルを利用しての電子手続につきましては、現行の業務での運用見直し等も必要になってまいります。こちらに関しましては、国の計画では令和4年度末を目標としておりますので、関係各課と連携を図りつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ペーパーレス化の現状と今後の計画についてのご質問でございます。

ペーパーレス化につきましては、情報系ネットワークを平成25年度に更新いたしました。その際に、現行のグループウェアを導入したことによりまして、メールでの通知、照会文書であったり、報告を要する文書、そういったものがメールで送られます。また、キャビネットにおいてデータが保管できるような仕組みがございます。そうすることでこれまでの紙の通知等の利用が減少したと考えられます。

また、庁内会議で参加者がパソコンを持参して集うことによって、資料の印刷等を抑制している。そういった現状でございます。

さらに今年度、手書きタブレットの申請に係る実証実験を子育て等に係る業務において実施いたしました。従来、窓口において市民の方が記入、紙において受付をしていたものを、文字認識とRPAによってシステムに自動入力させるものでした。データ入力の省力化を図ることが第一の目的ではございましたが、申請に係る書類が複数枚あったり、対象者が多い業務でありましたら、紙の削減にもつながってまいると考えられます。

今後も、こういった行政手続を紙から電子化することによりペーパーレス化を進める取り組みを、先進市の事例も参考にしながら、調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上部参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用化に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、集会所管理事業でございますけれども、集会所の修繕料600万円を予算計上しておりますけれども、その修繕の中身というか、内容ですが、集会所の修繕に関しましては、管理者からの報告を受けて、不具合箇所の修繕を行うものと、あと経年劣化や社会的劣化によりまして、不具合や陳腐化が生じたものに対しまして、随時修繕を行っておるものでございます。

全集会所に共通する主だった修繕内容としましては、出入口の扉、床、スロープ、照明器具、消防設備、誘導灯の修繕等々でございます。

続きまして、FM推進事業でございますけれども、三宅柳田小学校の躯体劣化調査がなぜ優先なんだということでございますが、三宅柳田小学校につきましては、今回、公共施設等総合管理計画の改訂版を策定するに当たりまして、長寿命化対象施設と位置づけております200㎡以上の公共建築物につきましては、過去の修繕履歴等を全て調査いたしました。その結果、三宅柳田小学校につきましては、建築から42年経過しておりますけれども、建築物の長寿命化に値するような大規模修繕の履歴がなく、法定耐用年数の5年前であることから、再編検討施設としてピックアップしたものでございます。それで今回劣化の調

査を行うものでございます。

あと再編の検討といいますか、劣化の調査につきましても少しご説明しておきますと、今後の進め方ですけれども、躯体の劣化調査を行いまして、躯体の健全度を把握し、そして今後5年間でどのように長寿命化を図っていくのか、地域の拠点となる学校施設をいかに活用できるのか、活用するのか、そのためにはどのような改修が必要なのかなどにつきまして、地域の小規模施設も含めて検討していく予定でございます。

続いて、人材育成、職員研修の件でございますけれども、FMの基本であります施設点検については、所管課に行ってくださいこととしておりまして、技術的な支援も含めまして、施設点検に係る研修を毎年行っています。また、点検に係る研修だけでなく、施設管理者としての心がけや、FM事業を推進していく上で必要となる知識等を習得するための研修も随時行っていく予定にしております。

さらに、令和2年度で施設点検の仕方を紹介したビデオを自前で作りまして、自席でいつでも確認できるというようなお声も聞いておりますので、この分につきまして、今後充実させていきたいと考えております。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、藤浦委員の5番目のご質問の道路管理課と建築課の狭隘道路整備事業の内容についてお答えいたします。

狭隘道路整備事業では、平成20年度より、個人住宅の建築に際して道路を後退整備する費用を助成してまいりましたが、助成対象とならないものも含めて、後退にご協力いただいております。市民への周知、

理解も浸透してきたことから、現行制度では、令和3年3月末までの協議、受付分をもちまして、新制度に移行するものでございます。

令和3年度予算において、道路管理課で計上している同事業費1,000万円につきましては、現行制度で既に受付しておりますもので、令和3年度の工事完了後にお支払いする助成金であり、令和3年度でもって終了いたします。

今後は、面的な狭隘道路の解消により、良好な住環境の形成を目的としまして、新制度を展開してまいります。その内容につきましては、所管課となります建築課からお答えいたします。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは引き続きまして、新しい制度の拡幅工事实施をする主体はということのお問いであったかと思えます。

主体につきましては、重点整備地区を3地区特定いたしております。その地区内におきまして、開発行為を行おうとする民間開発事業者、建築行為を行おうとする建築主、そして建築行為を伴わないんですが駐車場など土地利用されている関係権利者でも、道路拡幅の主体者、申請者となることのできる制度としております。

あらかじめ、開発行為や建築行為に伴い、重点整備路線など当該敷地外で狭隘道路を拡幅しようとする場合、まず事前協議を行っていただく必要がございます。

現行制度では、市が管理する道路で、車や人の通行する部分の道路有効幅員が4メートル未満の道路を狭隘道路といたしまして、個人宅地前面の道路中心後退に伴う拡幅整備に対する支援の取り組みを行ってきたところでございます。

新しい制度では、これら重点整備地区に限って、重点整備路線など、幹線道路と接続することにより、地区内の居住環境の改善に寄与する道路と認めた狹隘道路を対象といたしまして、建築基準法第42条第2項の道路や、同条第1項第5号の位置指定道路、そして第43条第2項第2号の大阪府の許可通路、これらを対象に含めまして、市が求める基準で拡幅整備が行われれば、市が管理していくことといたしております。

さらに、開発協議基準に厳しく記載ということのお問いでございました。

今般、この制度改正に当たりまして、本市の開発協議基準並びに狹隘道路整備要綱等の改正を予定いたしております。

具体的に申し上げますと、市開発協議基準におきましては、第4条第12項で追記といたしまして、開発行為を行う敷地に至る道路は4メートル未満の道路で、開発行為を行おうとする者が拡幅整備を行う場合は、市狹隘道路の拡幅整備等に関する要綱に基づき協議しなければならないといたしております。

続きまして6番目のご質問で、都市計画マスタープランの見直しに関連いたしまして、令和3年度の当初予算案にはございませんが、住宅マスタープランでのお問いでございますので、建築課のほうからご答弁申し上げます。

現在、国土交通省におきまして、平成28年に策定されました、全国住生活基本計画の中間見直し、改訂に向けた議論が、有識者も含めて行われているところでございます。

本市におきましても、上位計画となります都市計画マスタープランや鳥飼グランドデザインなどや、コロナ禍におけます

様々な住まい方の変化であったりだとか、社会経済情勢、住宅政策の方向性等も見定めながら、今後、国や大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、7番目の質問、誕生植樹祭の令和3年度の開催と、記念樹が変わった理由についてお答えいたします。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を見据えつつ、明和池公園におきまして、4月の第4日曜日に開催を予定し準備を進めているところでございます。

続きまして、記念樹が変わった理由についてであります。記念樹としましては、昭和60年の初開催から平成22年度まではクスノキを各公園で植樹しておりましたが、平成23年度からは、市場池公園での開催となり、その際、地元の方々や市民の皆様より、桜の木の植樹を強く望む声があり、それ以降、市場池公園、市場池オアシス広場、明和池公園にて、桜を記念樹として植樹しております。

続きまして、8番目のちびっこ広場の管理体制と、吹田市との草刈りの調整についてお答えいたします。

市内にちびっこ広場は97か所あり、そのうち85か所のちびっこ広場において、自治会など60団体で、摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づき、清掃や除草等の維持管理を行っていただいております。残りの12か所につきましては市で維持管理を行っております。

続きまして、緑の遊歩道の草刈りの時期につきましては、吹田市に確認を行っており、令和3年度から両市で調整を図りなが

ら草刈りの時期を合わせて行ってまいります。

以上です。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では質問番号 9 番でございます。自主防災訓練のご説明でございます。

委員がおっしゃるように、確かに令和 2 年度は、コロナ禍の影響で訓練であったり、出前講座、これも軒並み中止となっておりまして、なかなか地域の皆さんとの防災力向上に向けた連携が取れていない、なかなか厳しい年でございました。

令和 3 年度でも、コロナ禍での自粛を余儀なくされることも想定されますが、何とか状況にあった地域との連携を深めていく必要があると考えております。

具体的には、感染症対策をしっかりと徹底しつつ、少人数での訓練や研修会、出前講座の実施、またホームページを活用いたしまして、防災啓発等の資料等の提供、このあたり、知恵を絞って何とか実施してまいりたいと考えております。

また、状況が許しましたら、自主防災訓練、これがさらに実践的なものになりますように、今、一部の地域で実施いただいています避難所の開設運営訓練、これを何とか自主防災訓練の中で市域全体に広げてまいりたいと考えております。

続きまして質問番号 10 番でございます。防災対策事業でございます。何点かご質問ございましたので順番にご答弁申し上げます。

まず、マイ・タイムラインの作成ということでございます。これは各ご家庭にマイ・タイムラインを作成いただいて、避難行動を迅速にスタートしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

す。そこで、防災ブック、こちらのほうに市内の避難所リストでありましたり、持ち出し品リスト、これに加えて、マイ・タイムラインの考え方であったり、作成の手順などを具体的にお示しして、市民の皆さんの迅速な避難行動を後押ししてまいりたいと考えております。

続きまして、非常災害用の各避難所に設置いたします鍵ボックスでございます。これは震災の場合、避難者の皆さんを受け入れる前に、まず施設内の安全を確認する必要がありますがございまして、施設の鍵開けにつきましても、管理上の都合から、現在は市の職員が行うこととしております。ただ、委員がご指摘のとおり、市の職員が駆けつけられない場合であったり、地元の方のほうで避難所にたどり着くのがやっぱり早いという部分もございます。このあたり、市民の皆さんの一刻も早い避難所入場ということもございまして、今後、防災サポーターや自主防災組織の皆様にも避難所の早期開設に向けてご協力いただけるかを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「まるごとまちごとハザードマップ事業」でございます。この事業は国土交通省が独自に実施されておられるものでございまして、本市では費用負担は一切ございません。令和 2 年度のほうでは、府道一津屋交差点付近に 6 か所、想定浸水深を設置いたしていただいております。

なお、委員がお問いの予算書にございます表示板製作委託料、こちらにつきましては、各避難所の案内版です。ここに避難所がありますという形で避難所の誘導看板があるんですけれども、そちらの修繕料ということで計上させていただいております。

最後に 11 番目、強靱化地域計画でござ

います。この強靱化地域計画の位置づけですが、この計画は市域の特性に十分配慮いたしまして、総合計画や各分野別計画も十分に踏まえて作成いたしております。また、強靱化地域計画と総合計画は並列の関係にございまして、整合性を図っております。

このため、総合計画が各分野別計画の指針となっておりますのと同様に、強靱化地域計画も国土強靱化に関しては、ほかの分野別計画の指針となる位置づけでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員の質問にお答えさせていただきます。

自転車ルールを守るための啓発活動として、令和3年度に予定している取り組みについてでございますが、市内の市立小学校10校の小学校3年生を対象にした自転車教室、それと高齢者交通安全教室、また3世代教室などを実施してまいりたいと考えています。

それから、自転車シミュレーターを使った体験会や交通安全推進員による街頭での自転車指導、そのあたりを取り組んでいき、啓発の活動に努めてまいりたいと考えています。

また、新型コロナウイルスの影響によりまして、交通安全啓発に関する教室等の開催が中止になるなど、令和2年度は自粛する中、この経験を生かしまして、非接触による啓発活動も取り入れてまいりたいと考えております。その一つとしては、QRコードを貼りつけたチラシを作成し、映像や動画による視覚的に訴えるなど、そういったものを取り入れて啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、市ホームページにも大阪府警察交

通部が配信しているYouTubeでの公式チャンネルなどもリンクづけして、そこから動画配信が見られるようなホームページ作成をしてまいります。

また、取り締りにつきましては、摂津警察署へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 藤浦委員の14番目のお問い合わせ、ブロック塀撤去補助金の内容についてということのお問い合わせでございます。

先日もご質問いただいたところでございますが、このブロック塀撤去補助金の対象要件ということで、公道や公園に面したブロック塀でということで要件を設けておるところでございます。ただ、委員がご指摘のところでございますが、位置指定道路につきましては、これは建築基準法上の特定行政庁、大阪府が指定した道路でございます。ただ、現在のところはこの位置指定道路につきましても4.8メートルある市が求める道路の基準に合致した部分については市が認定をして、道路法による道路ということもさせていただいているところもございますので、市が管理している道路については補助対象とさせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁ありがとうございます。

1番目、財政全般にわたって、固定資産税のことについてお聞きしましたけども、影響額としては900万円ということでしたけども、これはこの場でお聞きしてもあまり理解できないと思いますので、また平場でぜひ教えてください。

それから、中期財政見通し、個別施設計画に基づいて副市長から大変ご丁寧なご答弁をいただきまして、全般にわたるような答弁ありがとうございました。これもこの施設管理計画をやっぱりしっかりと進めていく中での、先ほど言われましたけども、複合化とか多機能化、省エネ化といったような、そういうことも踏まえた、この計画をスムーズに進めていくことが一つの鍵になるんだろうなと感じました。これからは、これは池上部参事のところの担当になるんだろうと思いますが、これは全庁的に取り組んでいかないといけない課題でもあると思いますので、今後も引き続きしっかりと進めていっていただきたいということで、要望としておきます。

2 番目の情報化推進事業、脱判こについては今年の7月をめどに、随分そういうふうには改訂されていくんだろうなというふうに思いました。そして、それによってインターネットによる申請が随分進められるんだろうなというイメージを持っているわけですが、これも担当課のほうからそれぞれの課に要請されるということでございますので、この脱判こによって随分一気にこの申請関係は進んでいくんだろうなというイメージを持っています。これはスムーズにしていっていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

それからペーパーレス化も随分進められているんだろうなということで、先ほど窓口による実証実験的なことも紹介いただきましたけども、私たちが考えているよりも、恐らくさらにもう一步進んだ取り組みになっていっているんだろうと思います。

一方で、なかなか議会においてペーパーレス化が進んでいっていないというのが

非常に申し訳ない限りでございまして、議会としましては足並みをそろえて、ペーパーレス化を、こんなふうに資料をどんと積みなくても、タブレットで全部資料が出てくるような仕組みを考えていかなあかと私は思っているんです。恐らく議会には紙でないとあかんということで、一々紙に出してメールボックスに入れなあかんというふうになっているんだろうと思うんですけど、他市の取り組みなんかを見ますと、もう既にこういったものは全部キャビネットにあって、必要なものだけ取り出してくるということになっているのを見たことがあります。そんなんでしっかり我々も頑張っていくということで、これは要望というか、そういう意見にしておきたいと思います。

1 点だけ、これは関連するかも分かりませんが、庁舎とか公共施設にフリーWi-Fiというのが今非常に注目されていますから、全体がデジタル化していくうちではフリーWi-Fiなんかも検討する必要があると思いますので、これは要望しておきたいと思います。

3 番目の市立集会所管理事業です。個別施設管理計画の中で一番大きな課題になるのは、この集会所の扱いですよね。先ほど、もぐらたたきの扉とか床とか照明とか、そういうものは修理しますということですけども、一番肝腎になっています耐震基準に合致していないものが、19か所あるようですけども、こういったものも本当は安全上考えると早急な対応が必要になると思いますし、あと、この個別計画の中では稼働率が低い施設は管理する自治会と協議の上、閉鎖を検討するということも書かれていますね。具体的に閉鎖にいくようなものがあるようですけども、ちょっと

その中身について。それから令和3年度での耐震改修についての考え方、また、そのほかにでもこの稼働率が低くて、具体的に進めていくような集会所があるのか、こういったことも踏まえて、具体的には示さなくても結構ですので、中身を教えていただきたいと思います。

4番目、FMの取り組みですが、管理についてのビデオを作られたということです。これはぜひ見せていただきたいと思いますが、こういう一つ一つ具体的な前進をさせていただいているというのは非常にいいなと期待をしているところでございます。

それから、この三宅柳田小学校をまず一番目に調査に入るということで、これはほかにもたくさん調査が必要なものがこの計画に掲載されていますけど、これは分かります。

その次の、エリアとしてこれをどういうふうに扱っていくのかというのが、私がイメージしているのと、担当課でイメージされているのがちょっと違うかも分からないんですけど、校区にある公共施設の全部をテーブルの上に乗せてやるというイメージを私は持っている。その中で多機能化とか、それから集約できるものは集約する。集会所なんかもその中に入ってくると思うんですけど、そういうふうに思っているんですけど、この再編検討開始は2020年からとされている建物が非常に多いですね。これは先ほど言われたように、もう5年以内に耐用年数がくるというふうな建物については2020年から取りかかるというふうにされていると説明を受けているんですけど、非常にたくさんあるんですけど、具体的にはどのような進め方をされていくことになるのかについ

て、2回目にご答弁をお願いします。

それから、人材育成についてですけども、これも要所、要所でちゃんと研修もやっていきますということですけども、これは積み重ねが大事だと思いますので、決して手を抜かずに、管理のためのノウハウをどんどん蓄積していくようにお願いしたいと思います。

建物管理についてもいろいろ資格なんかもありますけども、なかなか国家資格は難しいんですけども、そういうものに代わると言いますか、例えば庁内でこの資格制度的なものを設ける。例えば、FM上級とか、FM中級とか、FM初級といったような、そういう一定の目安になるものを何か与えていくということ、任命していくということも検討したらどうかなと思います。これは提案としておきたいと思いますが、なので、1個目のエリアの2020年からの再編検討、エリア的にどんな進め方をするのかということについてご答弁ください。

5番目、狹隘道路についてでございます。言ってはることは大体理解するわけですけども、まず一つ目の、現状の計画、今までやってきている、この4.8メートルに拡張する私道について、この開発基準に新たに記載するということですけども、これは開発に対する定義に引っかかったらこの基準に適合するということになるので、普通の民間住宅を建てますという場合だったら、区画形質の変更がない限りはこの基準に当たらない、適用されないとは私は思っているんですけどね。なかなか今までと同程度の指導体制を貫いていくというのは難しいんじゃないかなと思っています。結構このことはこれまで注目していただいて、平成20年から始まったということで、

成果が結構出ていると私は思っています。指導されているところについては、まさに水も漏らさぬように後退してもらっているんだというふうに認識しているんですけども、それをやっぱり継続してほしいという思いがありまして申し上げているので、補助金というお墨つきといいますか、伝家の宝刀といいますか、これがなくなっても、これは職員の情熱と、それから唯一この開発基準というのしかないと思いますけど、あと狭隘道路の要綱というのがあるんですけど、それでもってぜひ、さらに同じ思いで継続していただきたいなということは、これはお願いしておきたいと思うんです。

一方の、新しい新制度のほうですけど、これは重点地区を設けられて、そして重点路線については集中的に支援をするということになります。しかし、他人の敷地を、他人の土地の整備まで開発者がすることは非常にハードルの高い取り組みだと思っています。時間もかかります。事業者がまず一番気にするのは、なるべく時間をかけずにやりたい。何でかといういろいろなお金がかさんだりいろんなことがありますから、早くやりたいというのが一つです。そして、安くやりたいということで、その整備する金額ではなくて、今までどおり、土地の取得費とか、あと整備費の一部を補助いただくということになっていますから、何よりも時間がかかるだろうなということは予測されるんですね。全部の路線の全部の整備をするとなると本当に大変なことになります。それが例えば建築基準法第43条第2項道路、私道だったら4.8メートルに拡幅して、全部市に移管されて市の道路になりますよという、これは一挙両得というんですか、一石何鳥と

いう取り組みで非常に理想的だと思うんですけど、これを現実にするにはすごいハードルが高いと思うんですね。だから例えば、この重点道路に指定された、そこに面する住民は協力をしないとイケないというような強制をかけるとか、協力をしないと何かペナルティーがあるとか、それぐらいの厳しいもので協力体制を取らないと、嫌やと、そんなんやめてくれと言われたら、もうそのところが歯抜けになると、歯抜けになってもそれはこの条件に当てはまるのか、例えば、全部反対されて、自分のところだけがバックしますということでもこれはこの補助要件に当てはまるのか、そういうことも含めて一度意見を聞かせてください。

それと重点地区の中で、重点路線になっている道路以外も狭隘道路はたくさんあります。これは従来どおりの狭隘道路の指導にいくのか、それともこれは私道ですから、「わたくしみち」ですから、実際のところ何の指導もできません。この重点路線以外の、要するに「わたくしみち」ですから、私道に対しては何の指導もできないわけですけど、この辺はどうにもならへんのかなと思うんですけども。

それからもう一つは、私が懸念するのは、法律では都市計画法という法律があって、開発をするときには道路の幅員が4メートルあったらいいんです。4メートルの道路が幹線道路につながっていたら法律上はクリアします。4.8メートルというのは摂津市が指定していますけど、4メートルが法律上です。だからそれこそ4メートルでやるんだというふうに事業主がやった場合、進めていった場合に、これは4.8メートルにしてくださいということがどこまで指導できるのかというののもちよ

っとクエスチョンなんですけど、ややこしいことばかり聞いて申し訳ないですけど、その辺も併せて新制度をもう少し説明いただきたいと思います。

6 番目、住宅マスタープランについては検討していくというお話でございましたので、これは重要なプランだと私は思います。特に中には困窮者住宅の対応とか、いろいろ記載されていますし、これもしっかりと取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

7 番目、緑化推進事業です。平成23年からずっと桜でやっていただいているということで、桜はいいと思うんです。摂津市にとって桜って結構いいですからね。新幹線公園も桜並木、結構よいですし、それからこの明和池公園のところの線路沿いの緑道、遊歩道も桜の木が随分大きくなってきて、もうすぐで桜が咲きますけども、一つの桜の名所になりつつあります。結構歩いている人も多いんですけどね、楽しみにしている人が多くて、ここは逆に言うところ、摂津市の桜の新名所として発信をしていくことがよいのではないかと、プロモーションにもつながるのではないかなと思うんです。例えば、「健都桜祭り」とか名前をつけて、とにかくそういう発信をしていくということも大事だなと思っています。

そしたら、この誕生植樹祭で毎年植樹をする、この桜の木も併せて、この植樹をした子どもたちにとっても、ああ健都に自分たちも桜の木を植えたんだという意識を持ってもらうこともできるし、そういう誇りに思ってもらうことにもなりますから、ぜひこういう「健都桜祭り」というものについてご意見を聞かせてください。

8 番目、公園維持管理事業です。まず遊

歩道、緑道の草刈りについて検討していただいて、協議していただいているということとありがとうございます。令和3年度については同じ時期に草刈りができるようにお願いしたいと思います。

それから、公園のちびっこ広場の管理については、85か所については自治会に、そして12か所は自前で管理をされているということとございました。管理している自治会もだんだん加入率が下がってきているということで、随分負担感が増しているということが去年ですけど、いろいろ問題になっていましたが、今後の管理体制について、これはずっといつまでも自治会にお願いするということもなかなか難しいかも分からない。だから今、この直営管理というものがだんだんふえてくる可能性もあるわけですけども、そういうことについてどのようなお考えを持っておられるのか、ちょっと一遍お聞かせいただきたいと思います。

それから、緑の基本計画、それから中間見直しをされるということで、去年の本委員会的时候にそういうふうにおっしゃっていました。ちょうど中間見直しの年になっていたわけですけども、引き続きまたその計画に基づいて実施されていくということになるのかなと思います。その中で、前回も取り上げましたが、摂津市らしい緑の写真展というのも、これもこれから実施されていくということになるかなと思いますが、いよいよ広報課のほうで摂津市のインスタグラムが立ち上がっていきますから、そういうところを使つての発信とか、あとホームページ上での摂津市らしい緑の写真展をやっていくということもできると思うんです。こういう提案もさせていただいたわけですけども、あと表彰制度

もこの中に書いてありますね、こういうものをもって具体的に何か令和3年度では新たな取り組みをされるのかどうか。

それからもう一つは、防犯カメラを設置するというのを緑の基本計画の中に書いています。去年ですか、庄屋公園には防犯カメラが4台まず設置されましたけども、今年はありません。去年の議論では今後、担当課と協議をしていきます的な答弁がありました。公園の防犯カメラの設置についての今後の考え方について、これもご答弁いただきたいと思います。

それから最後に、公園ワークショップの開催、これは先ほど言いました、都市計画マスタープランにも掲載されています。協働による公園づくり、公園の管理ということで掲載されていますが、過去には別府公園と庄屋公園でそういう協議をやった経緯がありますということでしたけれども、令和3年度での取り組みは何か考えておられるかご答弁ください。

9番目、自主防災支援事業についてでございます。今年度はコロナ禍がずっと続いておりますけども、できれば避難所開設訓練など何かの支援ができたらしめていきたいというお話をさせていただきました。これは非常に重要なことだと思うんです。避難所運営もコロナ禍でマニュアルなんかも随分できていますけども、実際の訓練まではまだ至ってないというのが現状だと思うんです。他市ではそういうことをやっているところもあります。少人数で、大人数ではできませんけども、そういう工夫を凝らされて、何らかの形で訓練ができるようにぜひ支援をお願いしたいと思います。

先ほど、もう一つの防災対策事業のときにお話をしましたが、摂津市はSOS避難メソッドをこの自主防災訓練でもど

んどん落とし込みをしていくという方針でした。令和2年度では自主防災訓練そのものがなかなかできなかったのも、このSOS避難メソッド、先ほども言いましたけども、分散避難というのを非常に強調されていまして、ただ分散避難をするのは分かったと、先ほど言いましたけど、具体的に私はどこに逃げるのという話になるわけですね。どこか親戚がある、ない。知人がある、ない。具体的に逃げる先を決めないといけない。まずいつ逃げ始めるのか。うちはおじいちゃんの足が悪いから早く逃げんとあかんとか、車で逃げなあかんわとか、いろんな逃げ方も含めて計画をつくるのが本当は大事だと思うんです。だから先ほども進めていくと言われましたけども、このマイ・タイムラインをしっかりと進めていきたいというお話でございましたので、実はこのマイ・タイムラインは国土交通省が進めていっているんですけど、今はこの「逃げキット」というやつを進めています。これはいろいろビデオも使って推進しています。これはワークショップにより自分で作っていくんですね。最終的に出来上がるというものを今推奨して、ぜひこういったものも参考に、摂津市としてもこういったものと、SOS避難メソッドと併せて、具体的に家庭の逃げる計画、マイ・タイムラインも併せて進めて浸透を図っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それともう一つ、防災サポーターを今ずっと育成していただいておりますけれども、令和2年度は2年目ですね。あともう1年ありますけども、この防災サポーターの扱いが、先日の本委員会での答弁では、何か突き放すような、もう自由にやってください的な、自立してやってもらうという

ふうなご答弁のように聞こえましたけども、これはこれで自立するか、地域の中に入ってもらふことは大事ですけど、やっぱり引き続きスキルアップをしっかりと考えてやっていっていただきたいなと思います。でないと、この防災サポーターそのものが消えてなくなってしまう可能性があると思いますので、そこのところはやっぱりしっかり育成をするという意味で、今後もし組みんでいっていただきたいなということをお願いしておきます。

次10番目です。これもさっきと同じような話になりますが、防災ブックを配布される時には、ぜひマイ・タイムラインのことも記載いただきたいと、していただくということでしたので、お願いしたいと思います。

それから、浸水想定を表示を掲示していくということについて、決算審査に係る委員会のときの答弁では、今、掲示物を作る準備を進めているという答弁がありました。これはぜひ検討してくださいね。進めているということやからもうできているんだろうなと思ったんですけど、これは自主的にそういうものを表示していこうということをお願いしたいと思います。

それから、鍵ボックスの話も、これは検討するということでしたけど、ぜひ地域のそういう自主防災の人たちも開けられるようなことを検討していただきたいと思います。

それからこの間も話しました、安全点検をしないといけない、特に地震のときは安全点検をしないといけないということですけども、全て市役所がやらないといけない、コントロールしないといけないという考え方ではなくて、ここは協働で、知識のある人に大いにお願いをして、前にも言い

ましたけども、防災サポーターではないですけど、そういう知識のある方は、そういう面で建物の安全点検ができる能力を出してもらって協力してもらふということもぜひ検討いただきたいと思います。

もう一つ申し上げておきたいのは、災害になって亡くなる方の多くは、要するに要援護者と言われる方です。高齢者とか障害者とか、そういう方がどこでも犠牲者になられている率が非常に高いんですね。しかも避難して避難所で二次災害というんですかね、環境が合わなくてお亡くなりになる方もそういう方が非常に多いということがデータで出ているんです。なので、国として現在において検討されているのは、そういう人たちに安全に避難してもらうということが被害者をなるべく減らすということにつながっていくということで検討されています。その中に今出ているのは、個別計画です。これが今検討されていまして、今年はなかなか法律化するのは難しいようですけども、これは今のところは努力義務になっていますけども、やがてこれは法律化されて、今、高齢者が安心して暮らしてもらえような地域をつくっていこうという、そういう取り組みになっていますけど、そのときにはぜひともこういう災害のときにちゃんとケアプランがあるということが重要になってくるんですね。だからそういうことをしっかりと先取りをして研究して、いち早くそういうことに対しても取り組めるように、これはお願いしておきたいと思います。これは要望です。

それから11番目の強靱化地域計画です。これは私が前回の会議のときに受けた印象とは大分違うご答弁をいただきまして、非常によかったなと、今ちょっと認識

を改めました。もうこれは非常に重要な計画であるということです、まさしくそのとおりだと思いますので、とにかくこのPDCAサイクルをしっかりと回して、そして毎年見直しを行うというふうにされていますので、大変重要な計画として、私もそういう認識で取り組んでみてまいりますから、これも今後しっかりお願いしたいと思っています。これはこういうことで要望としておきます。

続きまして、自転車の通行空間の整備、これは先ほど自転車のルールを守る啓発活動をいろいろとおっしゃっていただきました。今年も4月6日から全国交通安全運動が始まります。重点テーマの2番目には自転車の安全利用の推進というのがあります。この頃ずっとこの自転車の安全利用というのが載っているんですけどね。それがなかなか難しいということです。先ほど、警察にも取り締まりの要請をするということでしたので、しっかり要請していただきまして、またマナー啓発の強化をお願いしたいと思います。この自転車の通行空間の整備については、これは絶対にセットでやっていかないといけないと思うんですね。自転車のマナーの向上と自転車の推進、これはセットでやっていただきたいと思います。

そしてもう一つ、ヘルメット、大阪府の条例には実は高齢者はヘルメット着用というのが書かれているんですけども、摂津市の条例にはないんですね。大阪府の条例のほうが後からできたんです。摂津市は先につくったんですね。自転車安全利用倫理条例というのをつくりましたが、ぜひともこういうヘルメットについても条例に一文書き込んで、そして市民がヘルメットを着用する、そういう文化をある意味では

推進していただきたい。それで自転車の安全利用というのが進んでいくと思うんですね。これは要望しておきたいと思います。

それから14番目、ブロック塀ですね。先ほど、建築基準法第42条第1項第5号道路でも、市が認定したものは大丈夫ですよという答弁がありました。それはそうですね。それは市の道路になるから。でもなっていないのがほとんどですよ。4メートル未満のものがほとんどです。ということは補助が出ないと、同じ道路なのに補助が出ないということです。これはおかしいですよ。大阪府は道路の指定をしておきながらブロック塀の補助はしませんというのは、全く矛盾している話でございまして、これはこういう矛盾があるということ、これは言ってもあれですけど、ぜひまた大阪府にも、機会があれば、おかしいやないかということをお願いしたいと思います。同じように、人はそこを利用するので、何でそこで線を引くんだというふうに私は一人憤っているわけですけど、これはこれぐらいにしておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○野口博委員長 答弁を求めます。

池上部参事。

○池上総務部参事 まず集会所の件でございますが、集会所の耐震化についての考え方、また稼働率の低いところをどうするのかということでございますけれども、まず耐震についてですけれども、平成30年度に旧耐震の集会所の耐震診断を行いまして、その結果、耐震基準を満たさないものが13か所ございました。集会所の安全な使用を考えますと、耐震改修工事を行うことが望ましいと考えますけれども、改修には多額の費用がかかり、既に建物そのも

のも法定耐用年数を過ぎていますことから、これはFMにも関係するんですけれども、市立集会所の老朽具合や利用形態、また利用状況を勘案しながら、周辺施設の状況を踏まえて、地域のコミュニティが維持できるような形で、今後、集約、複合化など再編の検討を行ってまいりたいと考えております。まずは、長く大切に使用できるよう、適性な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

それと、稼働率の低い集会所はどうするかということですが、稼働率が低い理由というものもいろいろあると思いますけれども、例えば、市立集会所の付近に、集会機能を有する新たな公共施設や地域で管理されている施設がある場合、また集会所の代替となり得る民間の施設等が整備されたことによりまして、市立集会所の初期の目的が他の施設でもかなうなどの理由で稼働率が低く、ほとんど集会所として使用されていない場合は、その集会所そのものの、市立集会所としての役目は終えたものと捉えまして、集会所機能を廃止し、当該集会所の状況にもよりますが、用途転用や、あと普通財産として民間等への貸出し、また売却等を行うものと考えております。

それと、FMに関してでございますけれども、2020年から検討する施設が多いということですが、今後どのように進めていくんだということですが、再編の検討をどう進めていくかにつきましては、個別施設計画で2020年を検討開始年としている施設は法定耐用年数が経過している施設、もしくは法定耐用年数到来の5年前の施設を再編検討施設として示しております。

公共施設の再編検討につきましては、地

域の拠点となる学校や公民館など、200㎡以上の公共施設の長寿命化の改修など、大規模改修を実施する際、周辺の小規模施設も含めて検討することとしておりまして、その地域にどのような規模で、どのような機能を有する施設が必要なのか、今後の人口動態や利用事業も含めまして検討することとしております。

先ほども言いましたように、集会所など小規模施設につきましては、すぐに単独で再編の検討を行うのではなく、地域の拠点となる200㎡以上の施設の改修等に合わせまして検討することとしております。それまでは長く安全使用できるよう、維持管理を行うということになります。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは2回目のご質問にお答えいたします。非常に多岐にわたる内容で、要約いたしますと5点ほどあったのかなということで考えさせていただいております。

まず1点目、重点整備地区内の支援というところでのお話の中で、歯抜けになった場合とかいうことで、1軒だけでもというようなお問い合わせであったかと思います。狹隘道路の重点整備路線につきまして、市の基準に適合した道路拡幅整備工事で道路敷地を寄附いただいた場合、これについては1軒だけでも適用させていただくことができます。また拡幅整備していただいて、原則、道路敷の寄附を求めるところでございますが、所有者名義のままで市との間で無償使用の貸借契約、こちらのほうを交わさせていただく形で、市の管理道路となる場合もございますので、そちらについては拡幅整備工事費用は適用できると考えております。

自分のところだけ前面はどうかと

というようなお問い合わせもあったかと思うんですけども、基本的にはこの開発区域の前面に当たるところについては、これは開発行為で、本来この開発事業者が後退すべきところでございますので、そちらのほうについては、助成の対象外と考えております。

2点目でございますが、私道、建築基準法第43条のただし書の空地ということで、以前、この43条ただし書となっておったんですが、現在、同法第43条第2項第2号の許可通路ということになっております。これらの私道は市内に多くございます。この制度を活用いたそうといたしますと、複数いらっしゃる形が多ございますが、地権者の合意形成が必要になってくるということもございますので、委員がご指摘のとおり、ハードルが高いということはあるのかなと思っております。ただ、この制度につきましては、重点整備地区内の行き止まりの道路をいかに解消して、道路ネットワークの構造で、道路管理者が管理しやすいような体系にしていこうかというところで、そういうところについては部分的でも助成の適用ができる制度へ見直しを図ったところでございます。

3点目でございますが、重点整備路線の指定の道路に面する所有者の方に協力を義務化できないかというようなお問い合わせございました。こちらのほうについては、建築行為で自身の宅地の前面道路を4メートル未満から法の適合基準に合致させるための後退義務というのは、これは法律上の義務が出てくるんですが、今回の本制度で求めていく内容については、あくまで協力が得られるということを前提とした行政指導という範囲でございますので、義務化というところまでは考えてございません。

4点目でございますが、重点整備地区内の路線指定外の道路の取り扱いということのお問い合わせございました。先ほども申し上げましたように、地区内の道路ネットワークを形成する上で、居住環境改善に寄与すると認める道路につきましては、建築基準法第42条2項の道路や、先ほどございました、同条1項5号の位置指定道路、並びに同法第43条2項2号の通路を対象に含めて、市が求める基準に適合した拡幅整備が行われれば、市が管理していくものと考えております。

最後に5点目でございますが、都市計画法によります開発許可の際、幹線道路からの接続道路、4メートルの道路の取扱いということでのお問い合わせございました。この都市計画法の開発許可に係る技術基準におきましては、既成市街地内、既にできておる市街地でございますが、既成市街地内において小区間で通行上支障がなく、開発区域外の接続道路の道路有効幅員4メートルに適合する場合、同法で定める500平米以上の宅地の開発行為が許可できるとされております。本市といたしましては、従前からこの都市計画法の開発許可に先立ちまして、あらかじめ同法第32条による公共施設管理者協議が必要となり、この道路の取り扱いに関しましては、道路管理課との協議におきまして、道路有効幅員4メートル、側溝幅を含めた4.8メートルの指導を継続してきたところでございます。

さらに、今回、市開発協議基準におきまして、道路管理者が積極的にここに関与するというところの趣旨で追記もいたした次第でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは7番目のご質問の2回目にお答えさせていただきます。委員よりご指摘がありました明和池公園の緑の遊歩道には、約140本の桜が美しい並木を形成しており、市内外からも多くの方々に楽しんでいただいていることは認識しております。

今後につきましてですが、地域の活性化に資する取り組み、先ほど、委員よりご提案の在りましたような祭りなどですが、市民団体や民間事業者などが明和池公園や緑の遊歩道でされる場合におきましては、公園管理者として場所などの提供などに協力してまいりたいと考えております。

8番目のご質問の2回目にお答えさせていただきます。ちびっこ広場であります。ちびっこ広場は地域に密着した広場でありますことから、自治会やこども会など、地域の団体による維持管理が不可欠であります。委員がご指摘のとおり、自治会の解散や自治会離れなど、高齢化問題など多くの問題について各団体より話を受けている状況ではあります。その各団体より相談を受けた際には、すぐにちびっこ広場を市へ返還していただくのではなく、維持管理の方法の工夫などについてお話させていただきます、引き続き維持管理をお願いしておりますが、先には市民の皆さんの高齢化、担い手不足で市が直営で管理するにも限界がくると考えておりますので、民間活力の導入を入れた維持管理の方法について検討を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、緑の基本計画ですが、緑の基本計画の見直しにつきましては、委員の提案内容、これも含めてですが、先のより良い改訂に向けた見直しを行っている途上でございます。令和3年度の取り組みに

つきましては、基本計画にもあります緑の保全と緑化の推進に向けまして、花いっぱい活動団体が管理する花壇の数や形状を、皆さんご協力により正確に把握する作業を、市も一緒に進めており、令和3年度におきましては、そこに各団体の活動写真などを盛り込んだ台帳や冊子等を作成し、花壇の適正な維持管理、PR活動などに利用できるよう、検討してまいりたいと考えております。

また、緑化活動に携わっていただいている方々、先ほどもご答弁申し上げました、高齢化による担い手不足、これの解消の一つとなるよう、鶴野苗圃において、若年層に向けた緑化イベントを計画してまいりたいと考えております。

続きまして、防犯カメラでございますが、防犯カメラにつきましては、担当所管課がございまして、その課が必要と認められた際には、公園管理者として占用場所など含め、協力してまいりたいと考えております。

公園のワークショップにつきましては、公園のワークショップは、公園やちびっこ広場の維持管理をしていただいている団体からの意見や要望を通じ、環境維持や魅力向上などに努めてきております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、各団体において自粛や活動停止、こういった状況が続いており、皆様からの声がなかなか拾えていない状況にありましたが、令和3年度におきましては、引き続き活動のほうを再開される、再開したいという声を聞いておりますので、また皆様からの声を拾いながら、耳を傾けながら、より良い公園づくりにしていきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 答弁ありがとうございました。

まず3点目、市立集会所でございますが、耐震基準に適合していないのは13か所あるというようなことでございましたけれども、一方でこれは、集い場とかいろいろ地域でも有効に使用されているという現状もありますので、安全上の問題をしっかり見据えながら、応急措置できるものであればしながら、こういう活動に支障を来さないように、地域活動をしっかり取り組んでいけるように管理をしていただきたいということで要望しておきたいと思います。

稼働率の低い施設、具体的にありますけれども、それにつきましても、よくよく検討された上で、そこは選挙の投票所にも使われていますから、そういった関連性もありますからね、そういう絡みもしっかり調整をした上で、閉鎖する時期とか、それからその後の、これは当然FMになってくるんでしょうけれども、結構な敷地面積があります。横に駐車場もありますしね、そういうことでその後の取り組みについても、これは三宅柳田小学校区にありますから、再編というテーブルの上にも乗せた上で、その他の施設としっかり整合性も図りながら、今後の検討をお願いしておきたいと思います。これは要望です。

それから4番目のFMについてでありますけれども、本当はどこの校区から再編の検討をしていきますよという答弁があるのかなと思ったわけです。三宅柳田小学校を調査されているということで、三宅柳田小学校が一番先に検討に入っていくんだと思うんです。先ほど最初に言いましたけれども、個別計画では調査をしないと

いけない建物がたくさんあります。三宅柳田小学校区ね。例えば、環境センターなんかも入っていますし、そういう意味では一番先にやっていくんだろかなと思ってはいるわけですが、そういうのを検討する上で、私は常々言っていますけれども、建物だけで検討するのではなくて、その他の公共物、例えば先ほどありましたようにちびっこ広場とか、そういったものも含めて再編をすべきであるということを前々から言っています。もう少し話を進めていきますと、大型開発がある場合、開発審査会に出てきますね。そういうときにもこのFMの原理で、この地域には何が必要なのか、どういう公共施設が必要なのかということも考えて、協力金をもらうとか、いろいろちびっこ広場をもらうとかいうのがありますけれども、そういうときもよく考えていただいて、一辺倒にちびっこ広場でもらうということではなくて、それだったらもう違うものにしようとか、そういうところも踏まえて考えていくことが必要だと思っていますので、これは検討してください。大型開発があったときに、やっぱりFMでちゃんと全体を管理していくということが必要やと思いますから、そう必要でもないものが要綱に基づいてつくられていくんだというやり方、機械的にやるんじゃないくて、その地域に本当に必要なもの、ニーズに合ったものを整備していくと、こういう考え方をぜひ取り入れていただきたいと思います。大型開発がまた進んでいく可能性もありますので、そのときにぜひこういう考え方が必要やと思いますから、これは要望しておきます。

それから狭隘道路です。いろいろケースを言って申し訳ないです。私は別に否定しているわけではないのですが、なかなか

かハードルが高いなということを指摘しているわけでございます。やるんなら本当にちゃんとそういう整備ができるようにしていただきたい。その一つとしては、沿線に面する、重点路線に面する人たちが協力しやすいような方法が何かできないかということを模索しているわけですが、なかなか他人の土地を整備するというのは難しいです。はっきり言ってね。戦前ならこれは国家事業だと言って強制的にすることはできたと思いますけども、道路を整備するというのはなかなか権利関係があって難しいんですよ。それを何とかする何かいい手だてはないかと、私も私なりに考えているわけですが、ぜひこれは担当課としても、1年後に検証するということになっていきますけども、やるからには実効性のある制度運営をしていただきたいなと思います。なかなか細かいことを言うと、煮詰まっていなくていいところもたくさんあると思うんですけどね。それから旧の制度についても、ぜひともこれは引き続き、これは担当課がちょっと違うかもしれませんが、拡幅が進められていくようお願いしたいと思います。

併せて、道路舗装が老朽化していく問題、今、重点路線から外れるともう何ら拡幅もないし、現状のままとなります。この辺の道路は、結局、舗装に市からも何の援助もない。だから自分たちでやってくださいというようなことで、応急措置はしてくれまうけどね、そのままです。期待として見るのは、水道管の入れ替えか、ガス管の入れ替えのときに原状復帰してくれますから、舗装がなされることを期待する以外ないんですね。だからこういうのも何か救済措置を考えていっていただきたいと思いますので、市が全部市道にするための条件を

つけて、これこそ市に移管ができるようなシステムが出来上がってもいいと思うんですけども、いかんせん、整備してから移管してくださいというふうにしますから、その費用をどうするんやという話が出てくるわけですが、そういうことも踏まえて、今後の課題として、ぜひ忘れないようお願いしておきたいと思います。これも要望です。

それから7番目、先ほど「健都桜祭り」、仮称ですけどね。特に地域が協働でやるということについては協力していきますよということでございましたので、これはそういうことでお願いしたいと思います。地域と協働でこういう地域を盛り上げていくということについては柔軟な姿勢で取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

最後、公園維持管理事業でございます。緑の基本計画にのっとって、さらにこれは進めていただけるということでございますから、これは期待していききたいと思います。この緑の基本計画は非常にいい計画だと私は評価していますので、今後もしっかり注視していきます。

それから防犯カメラですけど、これはぜひとも設置するという方向で、逆に担当課のほうに働きかけていっていただきたいと思うんです。人通りの多いところにカメラを設置するということもありますけども、人通りの少ないところで犯行は行われると。先日も他の委員より質問されてましたね。人通りのないところで犯罪が起きるんです。公園も暗い公園で犯罪が起きるということになりますから、夜間も安全・安心ということを考えると、やっぱり公園にはカメラがあったほうがいいと思いますので、これはぜひ積極的に進めていって

いただきたいということを要望して、質問を終わります。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 0 時 59 分 再開)

○野口博委員長 再開します。

南野副委員長。

○南野直司委員 それでは質問させていただきます。項目は 13 項目になります。

1 回目で要望するものもありますし、ほとんどが 2 回目で要望という形にさせていただきますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、予算概要を中心にさせていただきます。

まず 1 点目です。18 ページ、庁舎管理事業についてであります。この庁舎を含めた公共施設におきましては、省資源、省エネルギー対策、新エネルギーの導入など、また庁舎の不要な照明の消灯、あるいは適正な室内温度の保持、用紙、紙の裏の再利用、会議資料等のペーパーレス化等々含めた環境に優しい取り組みというものが非常に重要になってきていると思います。SDGs も打ち出されましたし、地球温暖化対策として取り組む必要があると思いますけれども、この庁舎におきましての環境に配慮した新年度の取り組みについて、ESCO 事業等とも含めながら、もしできるのであればご答弁いただきたいと思います。

それでは続きまして 2 点目です。22 ページ、情報化推進事業についてであります。これはもういろいろ議論が出ておりますので、もう要望とさせていただこうと思います。新年度におきましては、汎用電子申請システムの導入、また各種手続のオンライン化の推進、そして業務の効率化におきましては、チャットツール導入での業務の

円滑化、テレワーク本格導入に向けた環境整備、あるいは情報系ネットワーク環境の RPA 導入などなど、新年度におきましては、本当に一歩も二歩もこの電子自治体の推進という観点から進めていただけることを高く評価するところであります。

市民の皆さんからのニーズとしましては、いつでも、どこでも、どこからでも申請ができる電子自治体の推進というニーズがやはり年々高くなってきておりますし、コロナ禍の中でありますので、市役所に来なくてもどこからでも申請ができるシステムの構築というのはさらに必要だと思いますので、どうかマイナーポータルの項目をふやすとか、さらにあと汎用のツールですかね。ロボフォーム等々の活用、これは費用対効果も高いと聞いておりますので、いろんな方策を使いながら摂津市としての電子自治体の推進をさらに進めていただきますよう、要望としておきますので、よろしくお願いします。

それから 3 点目です。同じく 22 ページ、LED 防犯灯等犯罪防止推進事業についてであります。新年度におきましても、警察をはじめとする関係機関と防犯キャンペーンの実施や、特殊詐欺の手口等についての周知を行われると認識をしておりますけれども、内容について、どのような取り組みを考えておられるのか、1 回目でお聞きしたいと思います。

それから、4 点目です。

予算概要 32 ページの課税事務事業についてであります。

新年度におきましては、コンビニ交付サービスに、所得課税証明書を追加しますということで取り組んでいただきます。これも高く評価をするところでございます。

この新年度のコンビニ交付の所得課税

証明書、どれくらいの数を見込んでおられるのか。それと、また、今、コロナ禍ということもありまして、郵送で各種証明書が取れるということで、この所得課税の証明書もこの郵送の中に入っておりますけれども、例えば令和2年度の実績をお答えいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それから、5点目です。

予算概要82ページです。

交通安全啓発事業で、高齢者の運転免許証自主返納を促進するために、人生100年ドライブを推進してまいりますということで、新年度も取り組んでいただけます。

この人生100年ドライブということで、新年度の譲渡に向けてのスケジュール等々、もしあったらお聞かせいただきたいと思います。

それと、制度の周知の方法を聞かせていただきたいと思います。

これは全国初の取り組みということで、オープニングに私も行かせていただきました。新聞社の方、多く来られていたり、すごく反響もあったと思います。新聞記事も掲載されましたし、市民の方からもすごく高い評価もあったと思いますけれども、それも含めてご答弁いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それから、6点目です。

これは予算概要84ページになりますけれども、各駅前の自転車駐輪場に関係することで、昨年、摂津市自転車活用推進計画ということで、策定していただきました。改めて今回ちょっと見させていただいたんですけれども、摂津市にとって大事なこと、自転車利用に対して大事なことが書かれてるなと改めて思いました。

計画の中の目標1、自転車を利用しやす

いまちということで、三つ掲げられてるんですけれども、一つは自転車の通行空間の計画的な整備。これは矢羽型路面標示等々、今やっていただいております。

それからもう一つは、駅周辺の交通対策。そして、もう一つはレンタサイクル事業の促進ということで、シェアサイクルという考えもあると思うんですけれども、これは摂津市独自の何か取り組みができるのかなというふうに思ってます。摂津市民の方は自転車の利用が多いですから、このレンタサイクル事業、シェアサイクルも含めて、令和3年度の検討課題、新年度の検討課題、それから次に向けての取り組みについて、もし考えておられることありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

次に、7点目です。

86ページ、道路管理事業の中の、道路照明等の数についてであります。

摂津市の街路灯につきましては、1,050基ほどあったと思います。毎年毎年、幾つか点検もしながら、LED化しながら、新たなものに交換していただいていると思うんですけれども、約1,050基のうちの半分くらいLEDに変えていただいていると思いますけれども、令和3年度はどのような数を見込んでおられるか等々、お聞かせいただきたいと思います。

それから、8点目です。

都市計画マスタープラン策定事業、90ページですね。先ほども質問の中でありましたが、令和3年度に関しましては、摂津市都市計画マスタープランを見直すために、これまでの取り組みを評価、検証してまいりますということでありました。

現行の都市計画マスタープランの特徴といたしましては、行政中心でつくられた計画ではなく、市民、事業者、NPO等と

の協働の取り組みに重点をおいた計画となっていますと。

策定に当たっては、市民を交えた組織づくりから始まり、協働をテーマにした市民意向調査も行いましたということで、現行のマスタープランをつくられておりますけれども、見直しに当たってもこういう指標というのが取り入れられるのかどうか等々、今考えておられることがあったらお聞かせいただきたいと思います。

私は非常に大事なことやなと思って、質問させていただきました。

9点目です。

予算概要92ページ、多世代同居・近居支援事業についてであります。

「ちっちゃな摂津のでっかな暮らしの野望」ということで、課長からのご答弁等々聞いておりますと、申請ケースもぐんとふえてきたということで、摂津市独自のシティプロモーションの観点から、摂津市ってこんなすばらしい制度があるんだよという、一つのすばらしい施策やと思います。

改めて周知の方法、そしてこれは広報課の方と議論がなされるかなと思うんですけども、インスタグラムを発信していくと、新年度ということなので、そういうSNS、摂津市の公式LINEもそうですけども、そういったツールを使って、どうか全国に発信していただきたいなと思うんですけども、ちょっとそれも含めてお聞かせいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

10点目です。

同じく予算概要92ページ、震災対策推進事業についてです。

これは要望とさせていただこうと思うんですけども、先日、今年に入ってからブロック塀がばさっと倒れてしまったお

うちがありまして、その所有者、ご家族の方と建築課の窓口のほうへ行かせていただいて、耐震診断、それから耐震改修、それからブロック塀の補助の制度のご説明を丁寧に聞かせていただきました。

使う、使わないというのは、建物の所有者の方が決められることですが、大阪北部地震、あるいは台風21号からこれだけでも年数がたってるねんけども、まだこういった制度あるんですよという、しっかりと多くの市民の方に知らせていくということがまだ非常に大事なことだと思いますので、あらゆる機会を通して、周知の徹底を続けてしていただきたいと思います。

新年度で大阪府の補助が終わるということで、制度としてなくなってしまうかも分からないですけども、しっかりと多くの市民の方に知っていただけるように、周知の徹底をよろしくお願いをいたします。引き続き。これは要望をしておきます。

それから、11番目です。

予算概要94ページ。公園維持管理事業及び電気機関車等公開事業につきまして、これも要望とさせていただこうと思います。松本委員、また公園に関しては安藤委員からもご質問がありまして、私も同じ思いであります。

この新幹線の公園につきましては、様々取り組んでいただいております、高く評価をいたします。毎週日曜日に拡充、公開、あるいは送風機を設置するなど、環境の整備をしていただきますけども、駐車場がないということで、それを逆手といたしますか、利用して、休日の天気の良い日なんかはすごく多くの方が市役所の駐車場に親子連れですけども止めて、歩いて新幹線公園まで行ってる姿を、私も何回も見ており

ます。これから桜の季節になります。多くの方が新幹線公園に行かれると思います。民間活力の導入ということも出ておりましたけれども、ただ、民間活力の導入になったとしても、楽しんで新幹線公園まで家族連れが、例えば新幹線に対するクイズをやりながら、わくわくしながら行くというのは、すごく大事なことやなと思いました。そういう角度からも、一回ご検討いただけたらと思います。

あと、全体的な摂津市における公園の在り方というものは、本当にまちづくりの中で、摂津市における公園の在り方って本当に大事やなと思います。14.87平方キロメートルと、市の面積としては本当に大阪府の中でもコンパクトなまちであります。山も海も谷もないですけども、川はありますけども、そういう川の水辺、あるいは多くの公園がありますので、子育て世代のそういう方たちのコミュニケーションの場、魅力ある公園づくりというものがすごく摂津市にとっては大事なことだと思いますので、引き続き、公園の維持管理、それから遊具の設置等々進めていただくように、要望としておきますので、よろしく願いをいたします。

それから、続きまして12番になります。

102ページの防災資機材及び備蓄用品整備事業です。その中で、新年度は新味舌体育館へのマンホール用トイレ及びテント12セットの配備に向けての準備をしていただけるということでもあります。

この備蓄品、防災機能を備えたマンホール用トイレとテントですけども、例えばこれは新味舌体育館は、その次の年度になります。令和4年4月ですか、そのオープンに向けて、今、建築が進んでおりますけれども、備蓄品も備蓄されると思いますけ

れども、ストックする場所とか、そんな備蓄品などの準備等々、新味舌体育館で考えておられる、ありましたら教えていただきたいなと思います。

最後です。

同じく102ページ、情報収集伝達体制整備事業についてであります。

一つは、デジタル防災無線を活用していただいたり、このコロナ禍を受けて、市民の皆さんへ緊急事態宣言が出て、自粛のお願いということで、デジタル防災無線を活用した周知、それからもう一つは少し角度が違いますけども、環境業務のごみ収集車で、そういった啓発、テープを流していただいた等々、非常に高く評価をしております。多くの市民の方からちゃんとやっていただけてますねとお声も頂いてますけれども、災害が起こったときに、市民の皆さんに情報を迅速に発信していくというのがすごく大阪北部地震、あるいは台風21号等々経験して、勉強になったことやと思うんですけども、例えば令和元年度にはYahoo防災アプリと協定を結ばれたり、いろいろされておりますけれども、現時点でのもし地震が発生したときの情報伝達方法、メールとか、公式LINEとかもありますけれども、どのように考えておられるのか、考えておられるか、実施されるか、お聞かせいただきたいなと思います。以上で1回目終わります。

○野口博委員長 池上部参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に関します質問にお答えさせていただきます。

庁舎管理に関して、環境配慮についてでございますけれども、委員がおっしゃってましたように、今までも庁舎管理としまして、節電や節水等、ひいては環境への配慮

の取り組みを行ってきたところでございますが、平成30年度からESCO事業を導入しまして、令和9年度までの10年間を契約期間として、新たに、さらなる省エネに取り組んでおるところでございます。

ESCO事業につきましては、空調や照明機器などを省エネ機器に更新しまして、エネルギー削減を図るものでございまして、毎年計測検証を行いまして、電気、ガス、上下水道について、使用料に基づいて、省エネルギー率など、目標達成しているかどうかの報告を受けているところでございます。

令和元年度の事業効果としましては、平成25年度から平成27年度の光熱水費の実績をベースラインとして比較した結果、省エネルギー率が37.9%、CO2削減率37.7%であり、職員、来庁者、市民の皆さんのご協力によりまして、エネルギーの削減目標を達成し、ESCOの導入効果があらわれているということになっております。

ただ、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、換気回数がふえ、それに伴い、電気の使用量もふえているため、過去2年に比べまして、削減率は低くなると予想されますけれども、ESCO事業の導入前よりも省エネが図れているものだと感じております。

今後といいますか、令和3年度もコロナ禍ではございますけれども、引き続きエネルギー削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号3番でございます。

行政に関しまして、防犯キャンペーンの

取組内容ですが毎年、春と秋に駅前などの市内の主要な箇所で、摂津市防犯協会が中心となりまして、防犯キャンペーンが実施されております。

取組内容につきましては、大阪府警から別段の指定はないようでございますので、これまでは啓発場所の地域性を配慮いたしまして、例えば駅前の金融機関が多い場所でしたら、振り込め詐欺の防止であったり、特殊詐欺の防止。

例えば、郊外の量販店でキャンペーンをされるときは、車で来場される方が多いので、ナンバープレートの盗難防止を呼びかけるなど、そのキャンペーンを実施する地域性に応じまして、効果的な啓発を展開しておられます。

この令和3年度の防犯キャンペーンの中身につきましても、摂津市防犯協会が中心となって、今後キャンペーンの中身を検討されると聞いておりますので、今の時点ではテーマはまだ我々、聞かせていただいております。以上でございます。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

質問番号の4番。

予算概要の32ページ、課税事務事業に関しまして、コンビニ交付の証明の関係につきまして、どれくらい見込んでいるかということでございました。

コンビニ交付で見込んでおりますのは、全体で発行します所得課税証明書のうち、1割までいかないというところかなと考えております。

年間で窓口と郵送も含めまして、発行枚数としては、約1万件を見込んでおりますので、その約1割までということと、あと導入までにシステム改修等の時間がかか

りまして、実際、交付開始ができますのは、令和4年2月からを想定しておりますので、2か月分ということで、約166件で考えておるところでございます。

次に、郵送による請求の証明書の発行の枚数というところでございます。

令和2年度につきまして、今年の2月までで、所得課税証明で限らせていただければ、約400件でございます。以上でございます。

○野口博委員長 永田建設部参事。

○永田建設部参事 では、南野委員のまず5番目の人生100年ドライブの新年度に向けたスケジュール等についてのご質問にお答えいたします。

譲渡する自転車につきましては、放置自転車公示後、6か月以上経過し、市に所有権が帰属され、また警察による防犯登録の削除など、引き渡し条件が整った自転車の確保をすることが先決であります。その確保をした上で、開催に向けての調整をしてまいります。

具体的なスケジュールについては決まておりませんが、譲渡開催日は年に数回、譲渡日を定め、場所は放置自転車保管事務所を予定しております。

自転車については、各申請者が選定していただき、引き渡しの手続きを行い、本市からは自転車譲渡証明書を交付し、自転車を譲渡する運びとなります。

また、次に、周知方法につきましては、摂津警察及び摂津交通安全自動車協会の窓口へのポスター掲示、またホームページの掲載、それと交通安全教室、高齢者安全教室など、機会があるごとに周知を図ってまいりたいと考えております。

反響のあったことについてのご質問でございますが、人生100年ドライブにつ

きましては、新聞紙面にも取り上げられ、また時事通信にも掲載されました。

そのため、福岡県の北九州市や、埼玉県の草加市、所沢市など、各自治体からの問い合わせがあり、この取り組みが注目されていることがうかがえます。

また、譲渡式の参加者からは、免許を返納し、行動範囲が狭くなり困っていたと。また、安全走行に努めながら、これからの自転車生活を楽しまたいなどの声を頂き、本制度は市民の移動手段に効果があるものと思われま

す。次に、レンタサイクル、シェアサイクルについての取り組みでございますが、レンタサイクルは現在、鉄道等民間事業者により、JR千里丘駅、阪急摂津市駅に設置されております。

通勤、通学の駅への移動手段として、多くの方が利用されております。

またモノレール、摂津駅、南摂津駅の2駅では、駅構内の改札前に、レンタサイクルが設置されておりましたが、かねてから駅構内の安全確保など、事業継続に課題がありましたので、モノレール高架下へ移設するというこ

とで、大阪モノレールからのお話があり、ただ事業を継続していただきたいということで、現在、両駅の高架下に設置されております。

その移設の際には、本市も積極的に協力してまいりました。設置された自転車は、ソフトバンクグループの事業者で、シェアサイクル事業として展開している鉄道利用者の、シェアサイクル事業として、大阪市内の駅前やコンビニエンスストアを中心に展開しております事業者のほう

ル事業の展開は、鉄道利用者の利便性向上や地域の活性化に大きく寄与するものとして、重要であると考えております。

そのため、事業継続されるよう、積極的に協力したいと考えております。

現在、モノレール改札から、駅舎下に設置されているシェアサイクルの設置場所までの案内看板を設置するため、施設管理者であります茨木土木事務所と協議を行っており、モノレール改札口から、シェアサイクル設置場所までの案内表示を設置し、利用促進に努めるように取り組む予定でございます。以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 7番目のご質問の街路灯修繕事業におけるLED化も含めた令和3年度の取り組みについてお答えいたします。

本市の管理する街路灯は、現時点で1,050基ございますが、街路灯修繕事業では、道路利用者や、第三者への被害を防止し、街路灯の適切な維持管理を行うため、点検や修繕を実施しております。

令和3年度は国の点検要領に基づいて、10年に一度の灯具の取り付けボルトのゆるみや、支柱基礎の腐食などの確認を行う街路灯点検を分割実施するもので、約50基の点検を計画しております。

この事業予算につきましては、国の令和2年度、第3次補正予算におきまして、同事業が交付金の配分の対象となりましたので、国庫補助事業として実施するため、このたびの令和2年度補正予算に計上し、全額翌年への繰り越しを行い、令和3年度に実施するものでございます。

なお、本市の街路灯、1,050基の内訳は、LEDが約620基、水銀等が約250基、蛍光灯が約140基でございます

が、水銀と蛍光灯を合わせた430基につきましては、年間50基程度発生する灯具、玉切れ等の修繕に合わせまして、継続してLED化を行い、今後10年程度で全てLED化される見込みでございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、都市計画マスタープラン策定事業についてのご質問にお答えいたします。

委員がお示しのとおり、現行の都市計画マスタープランは、市民や事業者との協働による計画の推進を図るということで、前回の改訂に当たりましても、見直し策定委員会や、庁内検討作業部会を設置し、市民の方々にもご参画いただいております。

また、まちづくりに関するアンケート調査を実施するなど、市民のご意見をいただきながら、改訂を行っております。

令和3年度から予定しております今回の改訂におきましては、市民のご意見をいただく機会としまして、学識経験者を始め市民4名の方を含む委員で組織しております、都市計画審議会の活用ですとか、パブリックコメントの実施を考えております。

こうした機会で、頂いた意見を踏まえまして、改訂を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、9番目の多世代同居・近居支援事業に関わりますご質問にお答えいたします。

委員がお示しのとおり、この制度につきましては周知が非常に重要ということは認識いたしておるところでございます。

先日の委員会の議論の中でも、この内容で申し上げてきたところでございます。

市内外のこの制度の認知度をいかに高

めていくかというところで、この制度を開始後、様々なPR活動はさせていただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、万博記念公園内の住宅展示場のイベントでのPRチラシの配架であったり、大阪モノレール各駅での配架、それから委員に以前ご提案いただいた市民課での転入者向けの配布チラシの中で同封をさせていただくというような取り組みも併せてさせていただいたところでございます。

令和2年度につきましては、シティプロモーションということで、広報課のほうとご協力をいただく中で、サマージャンボ宝くじでのうちの面に、この本制度の内容のPRを掲載いただくなど、市内外へ広くアピール、効果的な情報発信に努めてきたところでございます。

委員がお申出いただいているInstagramなどの新しいSNSによる情報発信の取り組みということでございます。

こちらにつきまして、本制度を申請される方、やはり20代、30代の子育て世帯の方のご利用が多く、市内での同居ないしは近居ということで、新しく住宅を取得されるケースも多うございます。

そういう方はやはりSNSを利用されておられるような世代でもございますので、このようなところの部分については、引き続き広報課のほうの、またお知恵もお借りしながら、推進のほうに向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 質問番号12番でございます。防災資機材及び備蓄用品整備事業ということで、新しく味舌にできます体育館のところに備蓄品はどうなの

かというお問い合わせございました。

予算要求しておりますマンホールトイレであったり、マンホールトイレ用のテントであったり、これ以外に新しい味舌の体育館の中には、備蓄倉庫もできてまいりますので、非常食等もこれは用意してまいります。

続きまして、質問番号13番でございます。

情報収集伝達体制整備事業ということでございまして、特に地震、震災時の緊急の情報発信について、どういうものがあるのかというお問い合わせございました。

具体的には防災行政無線のほか、あと摂津市のホームページでありましたり、携帯電話、スマートフォンを活用いたしましたエリアメール、また摂津市のLINE、Yahoo防災アプリ、あとテレビの地上波デジタル放送のdボタン、このあたりを通じまして、即時の情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 ありがとうございます。

それでは、1点目の庁舎管理事業につきまして、ESCO事業含めて、本庁舎の環境にやさしい取り組みということで、課長からご答弁をいただきました、摂津市役所という、一つの企業として模範に慣れるよう、今後も環境政策課等々と、関係機関と連携を図りながら、環境にやさしい取り組み、地球温暖化対策を見据えた取り組みを、どうか引き続きしていただきますよう、よろしく願いいたします。要望としておきます。

それから、3番目のLED防犯灯等防犯推進事業についてであります。

防犯キャンペーンについては、まだこれからだということで、課長からご答弁をい

いただきました。

この中で、そのキャンペーンをされる場所によって、いろいろ工夫されてると思うんですけども、特殊詐欺が非常に社会問題になっておりまして、産業振興課が貸与されております自動録音装置があるんですけども、新しい電話機には初めから備わってるので必要ないんですけど、年数の経った電話を付けておられるご家庭で、お一人暮らしの高齢者の方等々で、振り込め詐欺のような電話がしょっちゅうかかってくるうちに、それを付けるとぴたっとかかってこなくなるということで、効果があると私自身は認識しておりますので、もし可能であれば連携を取っていただいて、そういうこんな貸与してますよということを、市民の方に知っていただくという思いで、周知していただければなと思いますので、よろしくお願いします。要望としておきます。

あと、4番目の課税事務事業につきまして、様々な角度から数字のほう、課長からご答弁いただきました。コンビニ交付につきましては、これから数字も年々ふえてくるのかなと思いますけれども、先ほどこちょっとお聞きさせていただいた中で、所得課税証明書だけで400件あるということで、大変多く利用されてるなと思いました。

マイナンバーカードについて、市役所新館1階もいっぱい並んでおられて、発行、交付されております。どんどんこういうコンビニ等々で各種証明書が発行できるようになってきておりますけれども、やっぱりそれになかなかついていけないというか、高齢者の中でマイナンバーカードもまだ持っておられない、コンビニに行っても発行できない、市役所に行くのも大変だという方に対しては、このコロナ禍もあって、

ホームページに証明書の郵送請求ということで載せていただいておりますけれども、これ、142項目あります。各課にまたがっておりますので、もし総務部長か、副市長か、この郵送申請の活用方法、在り方、私は大事やと思うんですけども、考え方についてご答弁いただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、5点目につきまして、交通安全啓発事業の中の人生100年ドライブということで、部参事からスケジュール、あるいは周知方法につきましてご答弁いただきました。すばらしい、摂津市独自の全国に発信できる取り組みであると認識しております。全国からも既に注目を浴びておりますので、さらにSNS、LINE、あるいは新年度始まるインスタグラムを通じて、全国へどんどん発信できるように、周知、徹底のほうをよろしくお願いいたします。要望としておきますので、よろしくお願いいたします。

6点目のレンタサイクル事業、あるいはシェアサイクル事業につきまして、中身、考え方、あるいは今後の取り組みについて部参事からご答弁いただきました。

どちらかというと、摂津市は観光地ではないので、私はシェアサイクルよりもレンタサイクルのほうが合ってるのかなと思ってんですけども、様々な角度から民間事業者等々と連携を図りながら、摂津市独自の自転車利用という観点から取り組みができるように、今後もどうかご検討をさせていただいて、よろしくお願いいたします。要望としておきます。

それから、7点目の街路灯につきまして、課長からご答弁をいただきました。

毎年、50基ほど点検して交換してまいります。今後、10年間で全てがLEDに

変わっていくということで、ご答弁を頂きました。

これも環境にやさしい取り組みでありますし、ちょうど東日本大震災から10年が経ちましたけども、あのときにちょうど原発事故が起こって、民間も全てがそういう節電、省エネの取り組みをしていこうということで、LED化等々の電球に交換していったわけでありまして、こういう環境に優しい長寿命化のLED証明に今後に変えていただくよう、よろしくお願いをいたします。要望としておきます。

それから、続きまして、8番目の都市計画マスタープランの策定につきまして、見直しにおけるパブリックコメント、あるいは有識者の方の意見を取り入れていくということで、課長からご答弁をいただきました。

非常に多くの意見を聞きながら施策に反映していくということは大事なことだと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。これも要望としておきます。

9番目の多世代同居・近居支援事業につきまして、周知がこれは一番大事なことですということで、中身について課長からご答弁いただきました。

どうか、様々なSNS等々通じて、これも全国に発信できるようによろしくお願いをいたします。要望としておきます。

それから、12番目の新味舌体育館への備蓄品について、課長からご答弁をいただきました。市内のそういった備蓄品に関しましては、防災危機管理課のホームページのほうに上げていただいております。市独自で備蓄しているもの、あるいは重点11品目の備蓄数量等々、コミュニティ防災資機材一覧ですか、アップしていただいております。ありがとうございます。分かりやす

くアップしていただいておりますけれども、備蓄品に関しましては、収容人数分をなかなかストックする場所、配置できない等々の課題はありますけれども、いつ災害が起こっても、最小限対応できるような取り組みを、今後も進めていただきますよう、これは要望としておきますので、よろしくお願いをいたします。

最後の情報収集伝達体制整備事業の中で、災害が起こったときの情報発信ということで、中身について課長からご答弁をいただきました。

一つは先ほどから何回も言っておりますけれども、新年度で始まるインスタグラムですけれども、あれはふだんは摂津市の魅力とか、スポットとか、そういった部分を発信していくツールでありますけれども、災害が起こったときはそういったSNSのツールも、情報発信として私は使っていくのが大事なことだと思っておりますので、どうか関係課と連携取っていただいております。よろしくお願いをいたします。

あと、あるいは地方のほうで取り組んでいただいております、これは電話、ファクス、配信サービスというんですか。そういうこともなかなかスマートフォン苦手なんだという方も、これだったらいけると聞いてますので、いろいろ様々な観点から研究を重ねていただいて、市民の方へ迅速に情報を発信できるように、さらに取り組みを進めていただきますよう、お願いをいたしまして、要望とさせていただきます。

○野口博委員長 そしたら、郵送申請の問題で、副市長。

○奥村副市長 それでは、郵送等による手続について、私のほうから答弁をさせていただきます。

現在は近くのコンビニで住民票の写し

を取ることができます。

それから先ほど答弁ありましたように、令和3年度から所得課税証明書の発行も予定しております。それ以外の市役所の各種手続については、やはり多くは窓口申請を主としております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンス、三密を避けるために、現在、多くの郵便受付を取り扱っております。市民の皆様からすれば、わざわざ市役所に行かなくても、郵便等の手続であれば便利であります。

そして、これからもコロナウイルス対策として、人と人との接触機会を減らすことは必然であると思っております。

通信機器の発達によりまして、電子申請等の各種手続が進んでおり、さらなるデジタル化、電子化の取り組みが時代の要請となっておりますが、反面、機器の所有に限られた、あるいはまた操作に不慣れな高齢者にとりましては、なじみにくく困難であり、窓口、郵送等の手続が利用しやすいのではないかと考えております。

今後さらに郵送手続の拡大ができるかどうか、これも忘れてはならないと思っております。

市民の皆様にはできまして、記載漏れのないように、また確認が必要な場合もあるかもしれませんので、事前の担当課への問い合わせ、あるいは事前確認をしていただくなど、スムーズな事務処理にご協力頂ければ幸いです。以上です。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 副市長からご答弁いただきました。非常に郵送請求というものが大事やなと思います。どうか市民の皆さんに広く知っていただくために、これも周知の徹底をよろしくお願いします。

いろいろ見てまして、気づいた部分の一つありますので、これは要望としておきますけれども、例えば所得証明書を郵送で請求する場合に、郵便局で、郵便小為替を購入して、摂津市は返信用の封筒も入れて、自分の住所と名前を書いて、返信用の封筒を入れて、それを送って、1週間から2週間後にはおうちにまた届くというシステムですけれども、茨木市は細かい話なんです、この郵送料は茨木市が負担しますということで書いておりますので、恐らく返信用の封筒は入れなくていいんじゃないかなと思っています。

一回、また調べていただいて、それも私は大事なことやな、ちょっとしたお金の話なんですけども、市民サービスの向上という観点で、市民の方への優しい取り組み、この所得証明書だけじゃないんですよ。百四十何までありますけども、そういう費用がかかる分ですね、ほかの市はどういうふうにされているのか、返信用封筒を入れられてるのか、どのような取り組みをされているのか、また研究していただいて、どうかこの郵送請求、充実できるように、よろしくお願いしまして要望としておきます。以上で終わります。

○野口博委員長 以上で、総務部と建設部に関する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時54分 休憩)

(午後2時 2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

引き続き、議案第1号所管部及び議案第9号所管部の審査を行います。

本2件について、補足説明を求めます。

最初に、大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 それでは、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計当初予算のう

ち、市長公室に係る事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

４８ページ、款１６府支出金、項３委託金、目１総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

５６ページ、款２０諸収入、項４雑入、目２雑入では、広報誌及びホームページへの広告掲載料、退職者の上下水道部での在職期間に応じて、企業会計から収入いたします、退職手当等上下水道事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合等から収入する派遣職員に係る給与等負担金。会計年度任用職員等雇用保険個人掛金を計上いたしております。

次に、歳出でございます。６８ページから７２ページ。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費では、秘書業務をはじめとする、市長公室各課に関わります事務執行経費のほか、人事課が所管いたしております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

７２ページから７４ページ。

目２文書広報費では、広報誌及びホームページに係る経費のほか、シティプロモーションの推進に向け、大阪銘木イベント実施に係る補助金などを計上いたしております。

７６ページから７８ページ。

目５企画費では、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定に係る調査・審議を行う委員会の委員報酬や委託料、淀川河川防災ステーションの整備計画承認に向け、上部利用施設等の検討に係る委託料などを計上

いたしております。

８０ページ、目１１女性政策費では、第４期摂津市男女共同参画計画策定に係る委託料などを計上いたしております。

同じく、８０ページから８２ページ。

目１２男女共同参画センター費では、男女共同参画センターの講座開催及び相談業務など、事業運営に要する経費を計上いたしております。

８６ページ。

目１７諸費では、摂津市人権行政推進計画改訂計上いたしております。

次に、人件費に係る内容をご説明いたします。

２０４ページからの給与費明細書をご参照ください。

令和３年度当初予算人件費は、特別職に係る予算として、３億７，５４８万６，０００円、一般職に係る予算といたしまして、６１億４６４万８，０００円。総額６４億８，０１３万４，０００円を計上いたしております。

前年度当初予算と比較いたしますと、４，５６６万３，０００円の減額となっております。

これらの人件費の内訳は、それぞれの予算科目において計上いたしており、報酬が１１億１，５２１万６，０００円。給料が２２億３，５６４万５，０００円。職員手当等が２１億１，４１８万３，０００円。共済費が１０億１，５０９万円となっております。

次に、一般職の人件費の主な増減についてでございますが、人件費全体では、１，４０６万３，０００円の減額となっております。

この内訳につきましては、報酬で２，６３５万３，０００円の増額。給料で２，６

11万7,000円の減額、職員手当で、2,206万2,000円の増額、共済費で3,636万1,000円の減額でございます。

報酬は、パートタイム会計年度任用職員の増員に伴う増額。給料は技能労務職の退職不補充等に伴う減額。職員手当は令和2年人事院勧告に伴う期末手当の支給月数の引下げの一方で、退職予定者数が前年度に比べ増加することなどに伴う増額。共済費は期末手当の減少に伴う減額がそれぞれの主な要因でございます。

続きまして、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第11号)のうち、市長公室に係る事項につきまして、目を追って主な内容について補足説明をさせていただきます。

歳入についてでございますが、22ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金では、人権女性政策課に係る指定寄附金を増額いたしております。

次に、歳出でございます。

26ページから28ページ。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、旅費などの経常経費について、決算見込みによる減額をいたしております。

30ページ、目11女性政策費では、役務費、委託料を、目12男女共同参画センター費では、報酬、旅費など、32ページ、目17諸費では、報酬、委託料について、それぞれ決算見込みによる減額をいたしております。

次に、人件費に係る内容について、66ページからの給与費明細書をご参照ください。

特別職の人件費につきましては、報酬で1,280万1,000円の減額となって

おり、議員及びその他の特別職に係る決算見込みによる減額でございます。

次に、一般職の人件費につきましては、報酬で6,553万1,000円の減額。給料で2,398万7,000円の減額。職員手当で、1,865万7,000円の減額、共済費で2,668万4,000円の減額となっております。

これの減額は、主に会計年度任用職員の任用状況に係る決算見込みによる減額でございます。

以上、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算及び議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算、第11号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きまして、橋本局長。
○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 議案第1号及び議案第9号のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局に係ります項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計当初予算でございます。

予算書の歳入、42ページ。款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金のうち、選挙費委託金につきましては、衆議院議員総選挙の執行に係る委託金でございます。

続きまして歳出、78ページ。款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費及び目8固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬など委員会運営に係ります経費でございます。

94ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、委員報酬など、委員会運営に係ります経費のほか、PCB運搬等業務委託料は、令和2年度に鳥飼書

庫から、蛍光灯照明器具を撤去し、P C Bを含む安定期を取り外し、保管しておりますP C B廃棄物の処理及び処理先への運搬に係る経費でございます。

96ページ、目2市議会議員一般選挙費につきましましては、令和3年9月29日に任期満了となります、市議会議員の選挙執行に係ります経費でございます。

同じく、96ページ、目3衆議院議員総選挙費につきましましては、令和3年10月21日に任期満了となります、衆議院議員の選挙執行に係ります経費でございます。

100ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましましては、委員報酬など、監査事務実施にかかる経費でございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算第11号でございます。歳出の30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費、並びに目8固定資産評価審査委員会費、及び34ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種会議の中止等による事業を精査し減額するものでございます。

同じく34ページ、目2市長及び市議会議員補欠選挙費につきましましては、令和2年9月20日に執行いたしました摂津市長選挙及び摂津市議会議員補欠選挙に係ります執行経費の不用額を減額するものでございます。

次に38ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましましては、事業の精査により減額するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、岩見会計管理者。

○岩見会計管理者 続きまして、会計室所管分における議案第1号、摂津市一般会計当初予算の主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

予算書54ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金などに係る市の預金利子でございます。

次に58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、会計室所管分の水道・下水道事業会計からの収入につきましましては、指定金融機関に係る派出窓口業務事務経費の一部を実費負担するに当たり、市会計と水道及び下水道事業会計とで案分したものでございます。

続きまして、歳出でございます。

70ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしましては、庁内に配布しております事務用品や各種封筒や商用用紙などの経費でございます。

次に74ページ、会計管理費は会計室で使用する事務用品や決算書の印刷に係る経費でございます。

また、指定金融機関に対する派出窓口業務事務手数料や口座振替に行うための回線利用料等でございます。

続きまして、議案第9号、令和2年度一般会計補正予算のうち会計室に係る事項につきましまして、補足説明いたします。

補正予算書28ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費の補正につきましましては、決算見込みによる減額でございます。

以上、議案第1号及び議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、明原消防長。

○明原消防長 議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料などでございます。

48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金などでございます。

58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入の消防本部所管分は、消防団員退職報償費などでございます。

次に歳出でございますが、予算書162ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は9億6,213万6,000円で、前年度と比較して0.1%、104万9,000円の減額となっております。

主なものでは、需用費は164ページ、消防車両のメンテナンス経費など、委託料は消防庁舎設備等の保守管理委託料などでございます。

166ページ、備品購入費は、消防機械器具の更新に係る消防器具費などがございます。負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、指令センター共同運用等に係る負担金などがございます。

目2非常備消防費は4,730万5,000円で、前年度と比較して35.5%、2,605万5,000円の減額となっております。報酬は、消防団員報酬でございます。報償費は、退職消防団員に支払う報償金などがございます。旅費は、消防団員の出勤に係る費用弁償でございます。

168ページ、負担金補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛

金などがございます。

以上、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第11号）のうち、消防本部に係る事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書58ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費はいずれも執行差金で、決算見込みにより減額いたすものでございます。

目2非常備消防費につきましては、いずれも執行差金で、決算見込みにより減額いたすものでございます。

以上、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第11号）のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 説明ありがとうございます。

それでは、4点ほど説明と質問をさせていただきます。

まず第1点、予算概要の10ページ、労働安全衛生事業のうち安全衛生指導者育成研修参加負担金、こちらは金額としては非常に少ないんですけども、その内容について教えてください。

続きまして、予算概要10ページ、階層別能力開発事業、階層別研修委託料、こちらについて、その内容をお教えてください。

三つ目でございます。先ほどから名前が挙がっておりますが、予算概要の16ページ、シティプロモーション推進事業のうち

で、来年度からインスタグラムが新たに開設されるという話が挙がってきております。様々なSNSがある中で、なぜインスタグラムを選択されたのか、その理由についてお聞かせください。

四つ目でございます。消防の救急について伺います。予算概要100ページ、救急活動事業についてです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によって、市民生活にも大きな影響が出ているかと思いますが、現在分かっているところで、救急搬送の概況についてお聞かせいただければと思います。

以上4点、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから1点目と2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、労働安全衛生の関係でございますけれども、研修の参加負担金として、地方公務員安全衛生推進協会等が実施する安全衛生の推進者の研修ですとか、衛生管理者の受験講習など、労働安全衛生上必要となる研修への参加に係る負担金として計上いたしております。

額のお問いもございましたけれども、協会が実施する研修ということで、比較的安価な参加負担金で参加ができるものということになってございます。配置等で必要が生じた際に、外部研修として派遣を行っているものでございます。

2点目の階層別能力開発事業の委託料の件でございますけれども、こちらは経験年数、役職等に応じて必要となる研修の実施にかかる費用を計上しておりまして、ご質問の委託料につきましては、管理職等への昇任時の研修、それから人事評価研修、入庁2年目の職員に対する法律研修等、こ

れらにかかる費用を委託費用として計上しているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、インスタグラムを開設する理由についてお答えいたします。

総務省が行っております令和元年度、情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査というものがございまして、その中でSNSの利用率の結果におきまして、全世代において、LINEが86.9%と最も高いんですけれども、次にツイッターが38.7%、次いでインスタグラムが37.8%となっており、同等の利用率となっております。

その中でも、インスタグラムの利用がここ数年増加傾向にあるということも、今回導入する一つの理由でもあります。

それとインスタグラムの機能といたしまして、写真を活用して投稿でき、市内の魅力あるスポットなどを市民等から投稿を可能にするなど、市民参加型によって市との関係性の構築が期待できるということもありますことから、シティプロモーション戦略に位置づけております市への愛着度の醸成ですとか、あと協働人口の増加にもつなげていけるSNSであると考え、導入いたすものでございます。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号4番、救急の概要についてご答弁申し上げます。

令和2年の救急出動件数は4,755件で、1日当たりの出動件数は13.0件となっております。

また、搬送人員は4,262人で、1日当たりの搬送人員は11.6人となっております。

ります。

事故種別で見ますと、急病、一般負傷、交通事故の順であり、前年度に比べますと、急病が137件、一般負傷が44件、交通事故が55件といずれも減少となりました。

減少の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による市民等が外出の自粛及び自宅待機されたことにより、若干ではございますが救急件数が減少になったものと分析しております。

しかしながら、65歳以上の高齢者の搬送人員は2,528人で、搬送人員全体の60%、傷病程度別では軽症者が2,647人で、搬送人員の全体の62%を占めており、毎年、高齢者及び軽症者の搬送件数が高い数値で推移しております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

まず、1点目の労働安全衛生事業に関してですが、その内容について理解いたしました。

それでは、その職場における労働災害の予防についての取り組み、そして、現状を把握されている認識についてお教えてください。

2点目でございます。これは以前も申し上げたんですが、不祥事や不正規制事務について、必要なコンプライアンスに関する研修や取り組みについて、新年度取り組まれる予定はあるのか、また具体的に想定されている内容があればお教えてください。

続いて、シティプロモーションについてです。

インスタグラムが開設される理由はおおよそ理解できました。大阪経済大学の学

生による検討報告会においてもインスタグラムを活用した魅力発信が提案されていたと思います。こういった若者のニーズも取り入れながら、市民としっかりと協働しながら取り組みを進めていただければと思っています。

2回目の質問になりますけども、こちらでも以前お話ししたかと思いますが、災害時においては市からの情報を拡散できるツイッターのほうが有効的である、有利であると考えているんですけども、市公式のツイッターを開設するお考えはないのかということについてお聞かせください。

続いて、四つ目です。救急車の出動件数が少し減少しているということですが、高齢者の軽症者、そして高齢者の搬送件数が依然として多いことは理解いたしました。

今回は予算についてですので、救急活動事業について、その総額要求162万9,000円の増加要求となっておりますけども、消防給付費の増額分188万円のこちらが増額されていると思うんですけども、その内容についてお聞かせください。

以上になります。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1点目、2点目のご質問の、2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、労働災害の観点でございますけれども、以前、これも答弁をさせていただきましたが、昨年度は全体で25件、通勤災害を除きますと18件が業務上発生したものでございました。

今年度は、これまでに申請があった件数としまして、全体で14件、通勤災害を除きますと10件となっておりまして、減少している状況にはございます。

今年度の取り組みといたしましては、各

事案につきまして共有をするため、労働安全衛生の観点で安全衛生委員会で議論を行っておりますけれども、さらなる減少に向けて発生時案のカテゴリー別の集計・分析を行いまして、危険予知の行動につながる啓発ということで取り組んでおりますけれども、今後も事案発生を減少できるように努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目のご質問でございますけれども、コンプライアンス研修ということで、これまでに公務員倫理に関する研修等を新規採用職員向けに実施をしておりますけれども、また新たに第三者委員会の答申というのがこの3月に予定をされておりますけれども、これを踏まえて実施が必要になるものと認識をいたしております。

公務職場で働く職員として必要なコンプライアンスの意識醸成に寄与する研修ということで、講師であったり、研修形態、対象の職員や実施時期も含めまして、より効果的な研修となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、市公式ツイッターを開設しないかというお問い合わせですが、ツイッターにつきましては、市民などが情報を取りにくるプル型の情報発信に該当するものと考えております。

このプル型による情報発信につきましては、市のホームページですとか、4月に公開を予定しておりますシティプロモーションサイトで対応していきたいと考えております。

また、委員のご質問にあります災害時における情報発信につきましては、市のホームページの情報をツイッターでツイート

できる拡散機能がございますので、そういったことも周知しながら、災害時の緊急的な情報につきましては、防災危機管理課と連携を図りながら、市ホームページを基本に迅速な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 質問番号4番の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

救急活動事業の消防器具費の増額分についてでございますが、高規格救急自動車に積載する半自動体外式除細動器・AEDの更新を行うものです。

AEDは、本市に配備しております高規格救急自動車に備えなければならない資機材でありまして、救急救命士等が心電図波形を確認・分析して傷病者の状態を判断し、心臓に電気ショックを与え、再び正常な拍動に戻すための機器でございます。

市民等が使用するために普及しているものとは異なり、救急現場において実際に心電図波形を目で確認できる、言わばプロ仕様のものでありますから、多少高価なものとなっております。

また、令和元年度行政監査においても、人命に直結するAEDは、メーカーが推奨する耐用年数6年を遵守すべきというご指摘を踏まえまして、更新計画を見直しまして、今回更新いたすものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 3回目は要望にさせていただこうと思っているのです。

1点目ですが、私は民間企業出身なんですけれども、災害予防というのは一定時間を割く、例えば週に1回15分であっても、職場のみんなが集まって危険予知へどれだけ時間を割いて頭を絞る、その危険予

知に対してどういった職場の災害が起こり得るかを学ぶといった意見を出し合う機会を設けて討論してきました。

やはり1,000人規模で今年度においても年間10件というのは、結構大きな率であると考えておりますので、さらにその件数が少なくなるように、皆さんのより一層の努力を期待いたします。

二つ目、コンプライアンス研修についてですけれども、本市に勤める職員というのは地方公務員ですので、民間に比べてさらに高い意識を持っていただく必要があるかと考えております。その中でなかなか難しい、これはせいぜい不正アクセスがあるかと思っておりますけれども、そこ中で範を示すといった意味で、以前あったような盗難の事件があるというのは非常に残念であると考えます。そういった点を改善しながら、今後とも取り組んでいただければと、これもまた要望としておきます。

三つ目です。ホームページにツイッターで情報を拡散できる機能を搭載することは理解いたしました。特に、以前も言いましたけれども、有名な話で言うと、東日本大震災のときにおいては、ツイッターにおいて、その場所の特定であるとか、どこに救助が必要だとかというところが常にリアルタイムで把握できたという事例もありますので、有効に活用できるようによろしくお願いします。

四つ目の要望ですけれども、これもAEDの更新ということで、人の命に関わる部分ですので、耐用年数をしっかりと守っていただいて更新していただければと思います。

この声ですので、皆さんも割とご存じのことかと思っておりますけれども、私自身もこの前、救急搬送されまして、その救急搬送後に心

臓が2回止まりまして、その上で除細動器でこの世に戻ってきたという経緯がございます。そういったところは非常に大事な場面でございますので、ぜひともこういった命を助ける行為というところには、力をしっかりと注いでいただいて、これも要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時34分 休憩)

(午後2時57分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして質問をさせていただきます。

課ごとに分けて質問をさせていただきます。

まず1点目、広報課につきまして、シティプロモーション推進事業のインスタグラムについて

これは先ほど来、いろいろと内容についてお聞きをしております。また、代表質問等でもお聞きをしております。その点、具体的な事業実施へのスケジュールについて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして2番目、同じく広報課で、予算概要16ページのシティプロモーション推進事業について。

令和3年度、インスタグラム等を実施されるということですが、それ以外にも合わせて、職員の意識改革が図れるような研修会を行うとしております。改めて令和3年度の取り組みについてお聞かせください。

続きまして3番目、人事管理事業、試験問題作成等委託料について。

開発として人材育成に、これまで幾度も

提言いたしました。代表質問でも取り上げております。そして、当然ながら人材育成と併せて人材採用も非常に重要であると認識をしております。

そこで、人材採用の観点で、試験問題作成委託料について、その概要と併せて人事採用の取り組みについてお聞かせください。

続きまして4番目、予算概要10ページの人事管理事業、総務事務センターについて。

これにつきましては、幾度も本委員会等でもお聞きしております。各課の庶務業務等を集約して行い、効率化を図るものと認識をしておりますけれども、これは令和元年度からされている中で、中身はもう理解をしております。今後の課題と見通しについて、どのようなものかお聞かせください。

続きまして5番目、予算概要10ページの階層別能力開発事業のウェブシステム使用料と、この使用料については、これまでに聞いたことがないかと認識をしております。改めてこの使用料の内容について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして6番目、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定事業について、予算概要の20ページ、この内容についても、これまでも代表質問等でもお聞きしていましたが、業務内容の具体的な事業の業務委託の内容と、併せてスケジュールについてもお聞かせください。

続きまして7番目、予算概要20ページ、河川防災ステーションについて、こちらは新規ということで、業務委託料の中身はどのようなものかお聞かせください。

続きまして8番目、男女共同参画推進事業、主要事業では9ページのほうにも記載をされております。こちら今回、第4期撰

津市男女共同参画計画を策定されるということですが、どう策定されるのかなど、概要について具体的な中身をお聞かせください。

続きまして9番目、予算概要24ページ、女性面接相談委託料についてですが、コロナ禍においてテレワークなど新しい生活様式の中で、当然相談内容、相談件数等、これまで変化があるものと認識をしております。その中で、コロナ禍の状況を踏まえてDV相談の増加傾向について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、選挙管理委員会事務局、予算概要36ページ、これにつきましては、衆議院議員総選挙並びに市議会議員一般選挙事業、この二つの選挙が予定されております。その中で、もし仮にですけれども総選挙と市議会議員選挙が9月に行われた場合に、どう措置をされるのかお聞かせください。

続いて11番目、消防のほうに移ります。

予算概要の100ページに指令センター共同運用等負担金について記載されています。これは、これまで幾度もお聞きしておりますが、吹田市との連携での負担金と認識をしております。本市におきましては、昨年からの5市による共同指令センターの運用開始に向けた取り組みが進められていると認識をしております。

そこで、予算のほうには反映はされておられませんけれども、現在の5市の共同指令センターの取り組みについて、そのスケジュール等についてお聞かせください。

続きまして12番目、予算概要100ページ、消防本部車両・資機材整備事業ではしご車の点検と記載があり、オーバーホールとありますが、それについてどのようなものかお聞かせください。

そして、最後13番目、こちらは主要事業の6ページに消防団活動管理事業、防じんマスク貸与についてと記載されております。これまで消防団の能力強化のためにシューズ、そしてまたヘルメット等を配られたというところがあります。改めてこの防じんマスク貸与の事業の内容、そして経緯について、どのようなものかお聞かせください。

1回目は以上です。

○野口博委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、広報課に関わりますご質問にお答えいたします。

まず1点目のInstagramの導入のスケジュールでございますけれども、まずInstagram投稿用のタブレット端末の購入を予定いたしております。その購入ができ次第、上半期の早い時期に準備が整いましたら、実施していきたいと考えております。その際には、広報誌ですとか、市のホームページ等で市民に周知していきたいと考えております。

続きまして、令和3年度のシティプロモーションの取り組みということで、先ほど委員からもありました令和2年度につきましては、各部が抱える課題等をシティプロモーションの観点をもって解決を図るべく、でっかな野望プロジェクトと企画提案の発表を実施いたしました。

このように、シティプロモーションの観点を取り入れながら、各部が業務の一環として取り組むことで、シティプロモーション戦略に対する理解がより深まったものと考えておりますし、実際、令和3年度にも予算化された事業もございます。

現時点で具体的なものはございませんけれども、令和3年度も様々な主要事業がございますので、各課と連携を密にしながら、

シティプロモーションにつながる事業をピックアップして、引き続き広報課としても協力していきたいと考えております。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、3番目から5番目までのご質問にお答えをいたします。

まず、試験問題作成委託料の問いでございましたけれども、この分につきましては、採用試験における適性検査の試験問題の提供、また外部面接官の委託等の費用ということになってございます。

この取り組みということでございますけれども、事前準備の負担の少ない、また自分の時間を活用してテストセンターでの受験が可能な適性検査の導入、それから人物重視の面接等、例年の受験者増加に係る取り組みを昨年度においても実施いたしておりまして、また新たに文化・スポーツ枠の試験を実施するなど、多様な人材の確保にも努めているところでございます。次年度においても、継続してまいりたいと考えております。

それから、4番目のご質問で総務事務センターの問いでございました。

総務事務センターにつきましては、定例的な業務について委託を現在行っておりまして、月例の給与関係事務、各課で行っている月例の事務、それから会計室の収納事務等、センターとして処理をしていただいております。

令和元年11月に委託を始めまして、これまでの間、会計年度任用職員制度等の制度改正にも対応しつつ、月次会議・週次会議等を重ねながら、適正な事務執行に努めていただいている状況でございます。

課題につきましては、業務量であったり精度、それからスピードというのもさらに上げていく必要がありまして、引き続き受

託業者との連携に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の見通しにつきましては、来年度の末で委託期間が終了になりますことから、新たに業務のシステム化によりまして業務量削減といったことに切り替えを行う方針としておりまして、有効なシステムの導入についても検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、5番目のご質問でウェブシステムの使用料の問いでございました。

この部分につきましては、新規採用職員の職場定着、それから育成支援のウェブツールの使用料ということになってございまして、年間一人当たり1万5,000円の費用ということで予算計上をさせていただいているものでございます。

内容といたしましては、振り返りの報告、それから助言を所属内の職員間で行うことができるほか、コンディションの把握等もできるものとなっております。

以上でございます。

○野口博委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 それでは、6点目の鳥飼まちづくりグランドデザイン策定等支援業務委託料の内容につきましてご答弁申し上げます。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、令和2年度から2か年で策定する予定でございまして、令和2年度当初予算で2,000万円を上限額とした債務負担行為を承認いただいております、令和3年度にその予算を計上させていただいているものでございます。

委託業務の内容といたしましては、地域特性の整理、住民アンケート調査の分析、まちづくりの方向性を検討する上での関連データや法令等の調査等、グランドデザ

イン策定のための支援を行っていただくものでございます。

また、当初は想定しておりませんでした、令和2年10月から河川防災ステーションの整備促進に関して市としての取り組みをスタートさせており、債務負担行為額の範囲内でございますが、上部施設のイメージパースの作成等につきましても支援していただくものでございます。

続きまして、令和3年度の進め方、スケジュールについてご答弁申し上げます。

令和3年度につきましては、今年度実施しております住民アンケート結果や地元懇談会等のご意見を参考に、引き続き庁内関係課と課題に対する取組内容の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、令和3年度には、市長の附属機関として新たに鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を設置させていただき、外部有識者等のご意見もいただきながら、グランドデザインの検討を進めてまいりたいと考えております。

併せて、必要に応じて住民の方々に対する情報発信、パブリックコメントの実施も行った上で策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 西川市長公室参事。

○西川市長公室参事 防災ステーション整備計画検討支援業務委託料についてのご質問にお答えさせていただきます。

この委託の内容につきましては、鳥飼地域に整備いたします河川防災ステーションの上部利用施設に関する土地利用計画・建物計画を検討するものでございまして、施設の規模や、それから施設の内容の建物概略設計等を実施するものでございます。

以上です。

○野口博委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 続きまして、質問番号８番、男女共同参画計画推進事業についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度末に現在ある第３期摂津市男女共同参画計画が目標年次を迎えることにより、令和３年度中に第４期計画を策定いたします。

計画内容につきましては、今年度策定された国、大阪府の計画の動向を見ながら、去年８月に実施した市民意識調査の結果と第３期計画の振り返りを基に、次年度４回開催予定の男女共同参画計画推進審議会で審議しながら策定してまいります。

内容につきましては、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者からの暴力や性暴力の増加、深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等を考えて認識することとなりました。男女共同参画社会の実現に向けて、第４期についても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号９番、女性問題相談事業についてのご質問にお答えいたします。

DVに関する相談件数は、前年度と比較して大きな増減はございません。緊急事態宣言が出されたときには、従来のカウンセリングを受けてこられていた方が、配偶者が在宅勤務になったことにより外出することができず、カウンセリングを中断されるということは、若干ではありますがございました。

去年の緊急事態宣言以降、離婚に向けた相談がふえており、コロナ禍での不安定な社会情勢が夫婦仲を悪化させ、離婚を決断する方がふえてきていると感じておりま

す。

問題解決に向けた相談を引き続き続けるとともに、より多くの市民に相談窓口を周知していただけるよう、女性相談広報用カードを作成しています。これは、本事業の印刷製本費から捻出しているもので、名刺大のものです。救急搬送時に救急隊員からおけがされている方にお渡しいただくことや、市内の医療機関においても医師会を通じて配布させていただき、病院窓口にて必要な方にお渡しいただいております。

また、市内ＪＲ、モノレールの駅の女性トイレ、摂津市役所内の女性トイレにも設置させていただいており、相談窓口として認知していただけるよう努めております。

以上です。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは１０番目の質問でございます。

市議会議員一般選挙と衆議院議員総選挙との日程調整に関する質問にお答えさせていただきます

まず、市議会議員選挙につきましては、公職選挙法上、任期満了前の３０日以内に行う必要がございます。市議会議員の任期満了日が令和３年９月２９日であることから、選挙期日として決定した９月１９日以外で選挙期日の調整が可能な日は９月５日、１２日、２６日となります。

一方、衆議院議員総選挙につきましては、任期満了前の３０日以内または衆議院が解散の日から４０日以内に行うこととなっております。衆議院議員の任期満了に伴う選挙が実施される場合には、衆議院議員の任期満了日が令和３年１０月２１日であることから、その期日が９月２６日と決定されれば調整可能な範囲内となります。

いずれにいたしましても、衆議院が解散された場合を含めてでございますが、期日の調整可能範囲内に衆議院議員総選挙が決定いたしましたら、決定したタイミングでの市議会議員選挙の準備状況も踏まえまして、選挙管理委員会にお諮りし、有権者の皆さんの移動負担の軽減、選挙の執行経費の削減などの観点から、極力同日に選挙を行うように調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 質問番号11番、5市指令共同運用に向けての、令和3年度の取り組み及びスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

初めに、5市による共同消防指令センターの取り組みにつきましては、令和3年2月1日に豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会を設置いたしました。今後は、5市消防通信指令事務協議会規約の規定に基づき、幹事会及びシステム整備委員会において、職員体制、費用負担、システム整備・運用等について協議してまいります。

今後のスケジュールについては、令和3年度から消防指令システムの設計業務等を行い、令和4年9月から令和6年3月にかけて共同消防指令センターの構築を行ってまいります。正式には、令和6年4月から5市による消防指令業務共同運用が開始されます。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号12番、予算概要100ページ、消防本部車両・資機材整備事業、はしご車のオーバーホールについてお答えいたします。

現在配備の本市はしご車は、平成20年度に更新整備した車両であり、配備基準といたしましては、国の告示であります消防力の整備指針に基づき、基準数1台に対し1台を配備しているものでございます。

なお、はしご車の更新年は18年でございますが、はしご車は安全性を確保するため、日本消防検定協会から消防用車両の安全基準についてが策定されており、オーバーホールを7年目と13年目としておりまして、7年目の平成28年度にオーバーホールを実施し、令和3年度に13年目の2回目のオーバーホールを実施するものでございます。

また、はしご車のオーバーホールの内容でございますが、はしご車の車体はもちろんのこと、基底部となるアウトリガーをはじめ、はしごの旋回を行うジャイロターンテーブル、そしてはしご本体、また先端に位置しますバスケット装置を中心といたしまして、その他詳細な装置を含め、あらゆる箇所を脱着、分解いたしまして、安全性が確保されているかを検査、機能試験を実施し、必要な箇所については部品交換を行い、各部位、各装置が安全基準に適合するように、しっかりと整備を実施するものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松田参事。

○松田消防本部参事 13番目の質問、消防団活動管理事業の防じんマスクについてお答えいたします。

防じんマスクは、現場活動中、呼吸器系を煙や粉じんから守るためのものでありまして、消防団員の安全装備品のの一つとして全団員に個人貸与するものでございます。

現在、貸与しております防じんマスクは、

阪神淡路大震災以降配備いたしましたもので、各分団車両に3個しか今積載されておられません。数が足りていない状況でございまして、安全管理上、また衛生上、問題がございます。

平成26年2月ですけれども、消防団の装備の基準が改正されまして、防じんマスクにおいても消防活動上、個人装備として重要な資機材として位置づけられました。健康保護、衛生面から考慮いたしましても、個人貸与の必要があると考えております。

なお、個数につきましては、370個を購入予定しております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 1回目、ありがとうございます。

それでは、続きまして2回目の質問、一部要望でさせていただきます。

まず、1点目のシティプロモーション推進事業、インスタグラムについてと事業実施のスケジュールについて、おおむね理解をいたしました。

インスタグラムについては、市民参加型でシティプロモーションの推進に寄与するところで、私もシティプロモーションが受ける情報発信の手段、拡充を要望しており、その取り組みについては評価をいたします。

併せて、これからしっかりと検討されると認識をしておりますけれども、具体的にインスタグラムを使ってどのように情報発信をしていくのか、そのスキームをしっかりとそのスケジュールに合わせて検討していただきたいなど。

実際始めたにもかかわらず、全然発信がなされていない、あるいは発信がふえ過ぎて整理がされていないと、様々な状況が生

起をするという中で、しっかりと広報課としてインスタグラムのシティプロモーションの発信のスキームをしっかりと計画的に実施をしてもらうように、これについては要望とさせていただきます。

また併せて、LINEの登録数の増加にもしっかりと力を入れていただきたいと思います。LINEは、先ほど利用率が日本で一番多いというところではございますけれども、LINEについてはツイッター、インスタグラムとは異なって、友達登録が必要になってくると認識しております。友達登録をふやす取り組みをしなければ、なかなかツイッターあるいはインスタグラムのいわゆる拡散機能に対していけないのかなというところがございますので、ぜひLINEの友達登録数の増加にも、引き続き力を入れることが必要と考えております。

また、これまで塚本委員、あるいは南野委員などが言っておりました情報災害系のシステム、私も一般質問でも言っております。ツイッターを使うなどの情報災害系システムをどう確立していくかは、もうこれは広報課と防災危機管理課と連携して考えていただきたいと思います。

昨年、近畿経済産業局が公式ツイッターも立ち上げたというところ、公的機関の立ち上げ、ツイッター利用が非常に多いなというのを私は認識しております。これはどういうことかということ、そのツイッターに情報発信をすれば、公的機関が比較的情報をいわゆる入手をしてくれやすくなると。

わざわざ大規模災害が起きたときに、各公的機関等が一つ一つの市のホームページを見て検索するとかはなかなか難しい中で、当然、情報共有というのは各機関等でもやっていける中、そういった中でも埋

もれた情報、避難所の情報等がツイッターで挙がっていれば、それぞれの部署等がそれを自分たちで取って、必要なところでプッシュ型支援にもつながっていくという認識もしております。

そしてまた、SOS避難メソッドで市外へ避難された方、あるいはその方々がLINEと併せてツイッターによって情報を入手をするといった仕組みも必要になってくるのかなと考えておりますので、その点も検討していただければと思っております。

インスタグラムについては、まさに画像を使ってシティプロモーションの推進という役割については、非常によいものかなと思っております。この点は高く評価をして、しっかりとこれがシティプロモーションの推進に寄与できるように取り組まれるように、これは要望とさせていただきます。

続きまして2番目、シティプロモーションの推進事業につきまして、現時点の令和3年度の取り組みについて、具体的には考えていないということです。

しかしながら、シティプロモーション戦略を昨年度策定され、シティプロモーションを根づかせるという取り組みがしっかり必要になってくるかと思えます。特にこのシティプロモーション戦略策定につきましては、亀谷参事が博報堂から来られてから、しっかりとつくっていただいたと。

この2年を振り返り、これまでの取り組みをどう生かしていくのか、ぜひ亀谷参事にお聞きしたいと思っております。

続きまして3番目、試験問題作成等委託料につきましてですけれども、いろいろと取り組まれます。その中で新たに文化スポーツ枠試験を昨年度実施したというところ

で、この人材の多様性が非常に重要と考えております。人材の多様性が職員の可能性を広げ、そこからまたしっかりと人材育成へとつながっていくものと思います。

そこで、この文化・スポーツ枠の狙いと成果を踏まえた予定について、どのようなものを考えているのかお聞かせください。

続きまして4番目、総務事務センター業務委託料につきましては、今年度についてはしっかりとやっていると。しかしながら、来年度末で委託期間が終了することで、システム化による業務量の削減への切り替えを行うというところを認識いたしました。

会派としても、もう少数精鋭体制をしっかりと進めていくのだというところがあります。このように、職員の業務負担をしっかりと減らしていく、そして効率的に進めていくのは、これからまさにRPAの導入なり情報政策課の取り組みなりで、どの事業も効率化をしているものと認識しておりますので、引き続きその成果反映を踏まえて、どんどん事業を効率化させていただきたいと思っております。

新たな取り組みを、しっかりと現状を踏まえて試みることは適切かなと思っております。この点については、以上、要望とさせていただきます。

続きまして、5番目の階層別能力開発事業のウェブシステム使用料というところで、新規採用職員の振り返りの報告、助言、所属課の職員で行うことができる、コンディショニングの把握もできるということで理解をいたしました。人材育成におけるシステム活用というところのものと認識いたします。

概要は分かりましたので、メリットをもう少し教えていただきたいと思います。

続きまして6番目、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定事業につきまして、策定委員会を立ち上げて地元懇談会、そして策定委員会を立ち上げ策定を進めるという流れを一定理解いたしました。

これにつきましては、会派としてもしっかりと鳥飼まちづくりの実現、成功のために取り組んでいただきたいと言っておりますので、この点につきましては要望とさせていただきます。しっかりと進めていくようにしていただきたいと思います。

続きまして、7番目の河川防災ステーションの業務委託の内容につきまして、上部構造、市として検討をしていくというところを認識いたしました。

この点1点確認をしたいんですけども、当然ながらこの河川防災ステーションは国の事業ということで、上部施設が市ということですけども、国と市との調整というのはどのようにされるのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

続きまして8番目、男女共同参画推進事業の参画計画の策定についてというところで、策定の概要については一定理解をいたしました。

この計画について、やはり市民参画が、他の計画もそうですけども、この男女共同参画計画も特に必要なものと考えております。そのため、より多くの市民の意見を反映させるための工夫が必要と考えますけども、その点はどのように考えているのかお聞かせください。

続きまして9番目、コロナ禍における女性相談の状況・傾向については、一定理解をいたしました。また、相談カード配布をしっかりと取り組んでいるところも認識いたしました。

そのような中、相談内容は複雑で庁内各

課との連携が必要と考えております。以前もこの委員会等で取り上げさせていただいております。女性問題相談事業に来られる方というのは、なかなか孤立しがち、あるいは複雑多岐な課題を抱えているケースが多いということで、一つの課だけではなくそれぞれの課で把握することが必要と考えております。改めて、その具体的な取り組みについて、どのようなものがあるのかお聞かせください。

続きまして10番目、衆議院議員総選挙と市議会議員一般選挙が9月に行われた場合、極力一緒にするという認識であることを理解いたしました。こちらについては、実際、衆議院議員総選挙の任期が10月21日、しかしながら、解散ということもあるので、ぎりぎりにならないとなかなか見極められないところもあるのかなとは認識しております。

それを踏まえ、毎回この選挙につきましては、投票率の向上というところが非常に肝となってまいります。その点、改めて今年度、衆議院議員総選挙並びに市議会議員一般選挙の周知について、どのように取り組んでいくのかお考えをお聞かせください。

続きまして11番目、指令センターにつきまして、現状、令和3年度から消防指令施設的设计業務等を行っていく、共同指令センターの構築を行っていくというところを理解しました。

その上で、だんだんと確実に物事は進んでいると認識しております。これはしっかりとよりよいもので進めていくべきと認識しておりますけども、消防指令システム5市ということで、その場所と設計業務、どのような形になるのか、現状を分かる範囲でお聞きしたいと思います。

そして、続きまして12番目です。はしご車のオーバーホールの内容につきましては、ほぼ解体をしての点検というところを認識いたしました。それを踏まえ、オーバーホール期間中の消防体制、本市においてもはしご車がないという状況になると思います。それらの状況の中での消防体制、近隣市との応援体制についてどのようなものか。また、将来においてはやはり先ほどの消防団の防じんマスクの件もそうですけども、装備、施設の充実というものは同時に費用もかかっていくものと認識しております。さらに、消防の最適な予算の取り組み、そして、効率的な取り組み、そして、機材整備の計画的な取り組みについては、将来的には共同運用・共同購入ということも必要になってくるのかなと認識しておりますけども、その点どうお考えなのかお聞かせください。

そして最後、13番目につきましても、防じんマスクの概要については一定を理解いたしました。消防団の装備の基準が改正された上で個々に配付の必要があるということで、その点については評価をいたします。

そこで改めて、その防じんマスクの活用方法、そしてメリット、その使用方法について実際どのように考えているのか、ちょっとその点お聞かせいただければと思います。

2回目は以上です。

○野口博委員長 亀谷参事。

○亀谷市長公室参事 それでは、松本委員の2回目のご質問、2年間のシティプロモーションの振り返りや、本市で重点的に取り組んだこと、今後の期待についてお答えさせていただきます。

2年間という限られた期間ですので、持

続可能にシティプロモーションが本市で継続されることを当初から考えておりました。赴任当初、職員の方々から、「本市は自慢できるものは何もない」、「シティプロモーションになるネタはない」、というお声をお聞きしました。そこで職員の皆様の意識改革として、職員のインナーブランディングを若手職員を中心に実施いたしました。3か月にわたって6チームが、「健康」、「安心・安全」、「子育て・教育」、三つのテーマで企画コンペを実施し、シティプロモーションに必要な企画力、課題解決力、官民連携力、プレゼン力をチームの皆さんや管理職の皆さんとともに共有をいたしました。並行して、シティプロモーション戦略を策定し、本市のキャッチフレーズ「ちっちゃな摂津のでっかな野望」を職員の皆さんや学生、市民の皆様とワークショップを通じて策定いたしました。本市のシティプロモーションは、これからも持続可能にでっかな野望に向かって企画立案が継続をしていく運びと願っております。本年度はコロナ禍でイベントや研修が中止になる中、オンライン、ZOOMを駆使し、でっかな野望プロジェクトを実施いたしました。コロナ禍でそれぞれの課が新たな新型コロナウイルス感染症への課題解決にどんなことが必要かを3か月かけて企画をいたしました。全国の市町村のどこよりも早くZOOMを使いこなし、東京都・大阪府の企画プロフェッショナルからアドバイスをもらい、最終プレゼンでは外部の審査員の得点で競い合いました。ウィズコロナでこれから厳しい時代を迎えますが、でっかな野望を抱きながら本市独自の企画を考える持続可能なシティプロモーションの精神が、これからはしっかりと職員の皆様へ受け継がれていくと考えて

おります。本市は、鳥飼まちづくりグランドデザイン、河川防災ステーション、JR千里丘駅西口の再開発事業、阪急京都線連続立体交差事業など大型な案件が続々とありますが、でっかな野望をでっかく膨らませ、でっかな成功に導いていただけると信じております。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、私のほうから3番と5番の2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、採用試験の関係でございますけれども、今年度実施をいたしました文化スポーツ枠、受験資格としまして、文化やスポーツにおける全国規模の大会やコンクールに出場をしているということを要件としております。それぞれの分野で活躍するに至るまでの過程において培われたその挑戦する意欲や能力、これを市政で発揮できる方に受験してもらうことを狙いとして実施をしたものでございまして、今年度多様な種目、経歴を持った方から受験があったことから、次年度においても引き続き継続をしていきたいと考えております。

それから、ウェブシステムの使用料の関係でございますけれども、育成支援のウェブツールのメリットといたしましては、業務遂行の把握がタイムリーにできると。そういうことによりまして、新規採用職員に適切なアプローチが可能となり、職場の定着、それから育成の支援につながると考えております。先輩上司が適切に助言を行おうとすることで、先輩上司自らの成長にもつながるものとも考えておりまして、新規採用職員に対して直接的に助言をするという機会もあるかとは思いますが、日頃関わりが少ない課内の職員について

も助言を行うということで、組織面、それから人材育成の観点からも有効なツールであると考えているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 西川参事。

○西川市長公室参事 ご質問の河川防災ステーションにおける国との調整連携についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度検討いたします上部施設計画につきましては、国が策定します河川防災ステーションの整備計画に反映されることとなります。この計画は本省による計画の承認を受けますと、令和4年度から事業がスタートいたします。今後は計画策定等、さらに国との連携を進める必要があると考えております。

以上です。

○野口博委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 男女共同参画計画推進事業の2回目のご質問にお答えいたします。

より多くの市民の意見を反映させるために、第4期男女共同参画計画策定に関する説明会・講座を開催し、市民の皆様からご意見を直接伺えるような場をつくりたいと考えています。この説明会・講座は、男女共同参画計画の説明や第3期計画で実施できた事業をご紹介します、市民の皆様は男女共同参画についてまず関心を持ってもらい、意見交換やパブリックコメントへの積極的な呼びかけにつながればよいと考えています。

また、本市の男女共同参画活動の根幹である男女共同参画センター・ウィズせつつに登録している推進団体へのヒアリングを実施するなどし、これまで本市の男女共同参画に貢献していただいている市民の方、団体の方にもご意見をお聞きしたいと

考えております。

続きまして、女性問題相談事業の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

市役所に相談に来られる方は、直接人権女性政策課のほうに相談に来られる方ばかりではありません。市役所のどの窓口に来られた方であったとしても連携できるように、庁内窓口让生活応援連携シートを配架させていただいております。また、複合的な課題を有する虐待等の事案の情報共有について、庁内の組織機構を横断し、かつ連携した施策を遂行するために、各課が相談を受けた際に他課における相談歴の有無をその場で確認できれば、相談者への対応がより円滑にかつ連携対応が行えると考えております。そのために基本情報を共有できるシステムを稼働する必要があると考え、DVや児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、特定妊婦など、複数の課に関連する相談者への対応がより円滑に行えるよう、2月から連携システムを稼働し対応しております。

以上です。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは再度のご質問でございます。市議会議員選挙と衆議院議員総選挙を同時に行う場合の周知に関するご質問にお答えさせていただきます。

選挙日程を変更することを選挙管理委員会で決定した場合には、先ほども申し上げましたとおり、そのときのポスター掲示用の設置の有無など、準備状況によりお知らせの仕方も検討の余地がございますが、市民の皆様には広報誌、ホームページ、啓発チラシ等を通じてしっかり周知してまいりたいと考えております。

とりわけ、令和3年7月15日に開催予定の市議会議員選挙の立候補予定者説明会に参加された皆様には、立候補に向けて準備を進められていると思われますので、速やかに本人にぬかりなく連絡を行ってまいります。

いずれにいたしましても、誤解、混乱のないように各方面に周知徹底をし、その周知徹底が投票率向上にも寄与するように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、第2回目の質問にお答えいたします。

5市共同消防指令センターの現況、場所につきましてお答えいたします。

5市による広域的な共同消防指令センターとなるため、ICT技術等を活用した高機能な消防指令システムの導入を予定しております。また、管轄人口につきましては、2市での管轄人口は約46万人。一方、5市では約114万人となり、政令市に匹敵する規模となります。現段階の計画では、共同消防指令センターに係る床面積については約1,500平米でございます。そのうち、指令センター部分は約230平米でございます。

なお、共同消防指令センターの場所につきましては、吹田市の阪急南千里駅西側、吹田市北部消防庁舎等複合施設に設置することとしております。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号12番、松本委員からの2回目のご質問、オーバーホール期間中の消防体制、それと、近隣市との応援体制、また、共同運用・共同購入についてお答えいたします。

まずは、はしご車のオーバーホールの期間でございますが、令和3年5月中旬から約4か月を予定しております。なお、その期間中の消防体制、近隣市との応援体制でございますが、本市直近の近隣市であり、指令共同運用でも同じの吹田市消防本部へ事前に依頼を行っておりまして、本市がはしご車不在時であっても、本市に高層建物から火災が発生した場合は、吹田市消防本部のはしご車に出動指令がなされ、迅速に応援出動が可能な体制となっております。

また、共同運用・共同購入についてのご質問でございますが、次回、はしご車の更新は、令和8年度となっております。そして、先の質問にもございましたが、ご承知のとおり5市による指令共同運用は令和6年度を予定しております。指令共同運用を進めていくにあたり、北摂5市の広域連携が今後ますます進展されていくものと期待しております。はしご車をはじめ、更新時、高額となります特殊な消防車両の共同運用・共同購入については、先進他市の状況等を確認の上、本市にとってのメリット・デメリットを検証いたしまして、今後さらなる進展が大いに期待される広域連携をも十分に勘案いたしまして、しっかりと研究していく予定でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松田参事。

○松田消防本部参事 それでは2回目の質問の防じんマスクの活用方法、メリット、効果等についての質問にお答えいたします。

最近の建物は、多くの新建材を使用されていますことから、炎や煙には細かな粉じん、それと有害物質が多く含まれております。現場活動中にそれらを吸うことで、健

康を害する可能性もございますことから、消防団員の皆さんの呼吸器系を守るため、安全装備品として装着していただくものでございます。購入予定の防じんマスク対応可能な粉じんの種類といたしましては、アスベスト・金属を含む粉じん・タールミスト・オイルミスト等に対応しており、使用後はフィルターを水洗いすることが可能となっております。防じんマスクを装着していただくことで、安全な消火活動が行えるものと考えており、消防団の皆様の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

続きまして、3回目、一部ちょっと質問と、ほぼほぼ要望とさせていただきます。

まず、シティプロモーション推進事業につきまして、亀谷参事より2年間の取り組み、そして、今後の方向性についてお聞きをいたしました。やはり、私のイメージとしても、ちっちゃな摂津のでっかな野望というインパクトのあるキャッチフレーズというのは、非常に記憶に残るものでございます。私自身としましては、やはり亀谷参事が来られることによってシティプロモーションの意識というのが大きく向上したのかなと、根づいたのかなというところを認識いたしております。一つそれが大きな成果かなと。

今後につきましては、しっかりと参事が根づかせたシティプロモーションの意識を引き続き根づかせていく努力というのが必要になってくるのかなと認識しております。具体的には、やはりシティプロモーションというのが魅力的な政策構築をして、その情報を的確に発信をして、

そしてターゲットにそれが届いてそれがヒト・モノ・カネと集約あるいはその確保ということにつながっていくと。その具体的な行動までを意識することがシティプロモーションの大きな意義というか目的になっております。それを踏まえて、やはり今後職員一人一人の、例えばチラシを作成するに当たっても、そのチラシがやはり具体的な行動につながっていくところまでやっぱり意識をしていくべきかなと。例えば、産業振興課でやっておりますデリバリーのチラシでも、やはりこれをもう少し、例えばですけどおいしく見せるとか、やはりそれを見て食べたいとか頼みたいなというところ、具体的な行動をどこまでイメージをしてそういうようなことをつくっていく、それが各課によって必要になってくるのかなと。いわゆるスキルですね。様々なシティプロモーションを実践実行するためのスキルを身につけてもらう、その取り組みが今後必要になってくるのかなとっております。その点、効果としてもしっかりとシティプロモーションの意識の根づかせ、そして様々なスキルの提供をさせていくことを要望とさせていただきます。

併せて、昨年的一般質問でも言っておりましたダンス、つまりソフト面でもさらに強化をしっかりと図っていく必要があると思いますので、例えば、様々なイベントで、例えばダンスあるいは体操を紹介してやっていく、そういった取り組みもぜひとも取り組んでいただければと思います。これにつきましては要望とさせていただきます。

続きまして、3番目の人事採用につきまして、文化スポーツ枠の狙いというところで、こういう多種様々な経歴を持った方、

全国規模の大会、コンクールに出場した方が採用されたというところを理解いたしました。そしてまた、この令和3年度でも継続をしていくというところを理解いたしました。人材の多様性など非常に望ましいものかなと考えております。しかしながら、これまで取り組んできた、モノレールや阪急電鉄の車両内での広告、そして昨年度、今年ですか令和2年度はデジタルサイネージと工夫をされておりました。今回はそういった広告の取り組みというのが予算に計上されていないというところですけども、ここ数年のような広告による受験者増は見込めないと考えますけども、その点どうお考えかお聞かせください。

続きまして、5番目のウェブシステム使用料につきましてのメリットについては理解をいたしました。組織面、そして人材育成の観点からも有効なツールと考えてあるというところを理解いたしました。人材育成につきまして、特に当然ながら個々のジョブトレーニング、いわゆる能力の向上というところも必要になってくるかと思えます。しかしながら、併せてメンタルヘルスのチェックですか、そこもやはり今までの本委員会等でのやり取りの中ではそういったメンタルチェック、体調管理というのも非常に重要になってくるかなとお聞きをしております。このツールが一部そういったところも活用できるのかなとお聞きをしておりますけども、改めてその活用方法をより具体的な、そのさらなる活用方法ですか、体調、職務意欲とかそういったところのメンタル面も含めてちょっとどのようなものを考えているのかお聞かせください。

続きまして7番目、河川防災ステーションについては、国との調整をこれからして

いくというところを理解をいたしました。これにつきましては要望とさせていただきます。代表質問でもありましたけども、地域との融合というのもしっかりと考えていただきたいなと。そして併せて、やはり本市にとってもしっかりとメリットあるものを国に対しても要望して調整をしていただきたいなと思っております。

摂津市に設置をするということは、当然広域における災害対応のための拠点でもありつつ、かつ市民にとっても非常にメリットが高いものということが必要となっております。代表質問で言いました消防施設の併設、これはやはり将来的に鳥飼出張所がいずれ改修をされていく中で、その改修のときに、結局は淀川の氾濫に対応していかないといけない、そうなるっていくことをその既存の場所での施設ケースっていうのは非常に高額になってしまうものかなと予想をしております。その中で、市としてやはりどうあるべきかというところをしっかりと国と調整する必要があるのかなと考えております。それで、やはり国と市と双方にとってしっかりとメリットあるものを、そして、市の将来性も踏まえてぜひ調整をしていただければなと思っております。これについては要望とさせていただきます。

続きまして、8番目の男女共同参画計画のところですけども、様々な工夫をされてしっかりと市民団体の意見をお聞きしていくというところを認識いたしました。よく計画の中身について市民の方でも言われるのが、なかなか血が通っていない、実効性がなかなか難しいという話も実際は聞いております。その中で、今これからつくられるということで、ぜひ、特にこの男女共同参画は市民との共同連携というの

が極めて重要になってくる計画かと思えますので、その意見をしっかりと反映して策定されるように、これと要望とさせていただきます。

続きまして9番目、女性相談の件で庁内の連携につきましては、相互に基本情報を共有できるシステムを稼働すると、2月より稼働し対応しておりますというところで認識をいたしました。その点は評価いたします。ぜひしっかりとネットワークを築いて孤立しがちなそういった方々に対応していただければなと思っております。やはりコロナ禍において、各種イベントがなくなってしまい、またテレワークも進み、一方では自宅待機を余儀なくされたと。そういったことでの社会からの孤立というところが今大きな課題となっていると認識をしております。孤立については、今年の2月19日、菅内閣において孤独・孤立対策担当室、孤独担当大臣が任命されたということが大きな話題となっております。また、2018年にはイギリスのほうでは孤独担当大臣というのが任命をされております。実はその孤独というものが、実は人間の心理面において非常に大きな悪影響を及ぼすというところが今認識をされている中、例えば、また児童虐待の件でも厚生労働省の2018年の資料では、地域との接触はほとんどないと答えた人は、そうでない人に比べて虐待傾向が高いということも記載をされております。孤独というものが人の精神状態に悪影響を及ぼすことを踏まえて、しっかりとそれを認識した上で相談者の自立支援等に関しても社会ネットワークとの結びつきをぜひサポートしていただきたいと。いわゆる共助の活用ということも検討していただきたいなと思っております。この孤独、あるいは

孤立を解消していく取り組みがやっぱり必要になっていく。自立が孤立とならぬように、しっかりとその点も踏まえて相談対応をしていただき、そして、各課と連携して取り組んでいただきたいと思います。これについては要望とさせていただきます。

続きまして10番目、衆議院議員総選挙、市議会議員一般選挙の同時選挙等でしっかりと取り組んでいくというところを認識いたしました。ぜひここは、やはり混乱しがちなところとなっております。そしてまた市民、そしてまた候補者等にも混乱が生じぬように、ぜひそこはしっかりと計画的に取り組んでいただき、そしてよりよい選挙の実施に向けて取り組んでいただければと思っております。これについては要望とさせていただきます。

続きまして11番目、共同指令センターについてと。これから5市で114万人の政令市に匹敵する規模の対応をつくっていくと。230平米、大きさについては大きいのかなというところですけども、これからしっかりと計画されるという中で、今私も感じているのは、やはり技術の進化というところが非常にどんどん今、近年加速化していくという中で、センターにおける融通性、将来性を踏まえてやっぱりしっかりと検討していただきたいなというところを、これを要望とさせていただきます。つくったものの、もう既にその時点で実はもう古くなってしまっているということは大にしてありがちなところ。そのためにはやはり一定融通性というところを考えていく必要があるのかなと思っております。それによって将来的にさらに改良も比較的少ない費用で済むというところの認識をしておりますので、そういった将来性、さらなる将来性も踏まえての計画設計

を要望とさせていただきます。

そして、はしご車につきまして、吹田市との応援協定もしっかりとやっていくというところも認識をいたしました。そしてまた北摂5市の広域連携が今後ますます発展する中で、そういったメリット・デメリットの中で研究していくということを認識いたしました。将来的には十三高槻線が完成し、また岸部豊中線も完成をしていく。道路によっては改修をすることで、ますますそういった広域連携、機材等の広域連携も柔軟に対応していくことができるということは認識をしております。そういったその将来性も踏まえて、ぜひちょっと、はしご車等の運用も含めて、広域的に連携を計画するように要望したいなと思っております。

はしご車につきましては、大型と中型というのもあるとお聞きをしております。本市においては、どちらかというと中型での狭い路地でも対応できる中型車で、吹田市のほうでは大型車を運用していただき、そして相互に連携して消火活動に取り組んでいく、そういった可能性もあるのかなと。そういうことで本市によって、よりより消防力の充実整備が実現できるのかなと考えておりますので、ぜひその点ぜひ計画的に検討をしていただけるように要望とさせていただきます。

そして最後、防じんマスクにつきましていろいろと理解をいたしました。アスベスト・粉じん等、これにつきましては、やはり消火活動だけでなく、災害活動においても、災害地における救助活動でもしっかりと利用できるものと理解をいたしました。その点、高く評価をいたします。そのため、しっかりと配布時には、それぞれの各消防団員に対して、適切な利用方法等、

使用方法の周知を徹底するように要望とさせていただきます。

そしてまた、当然これらについては、継続的に交換していくものと認識をしておりますので、計画的な対応を要望いたします。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、3番の質問、5番の質問の3回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、採用の関係でございますけれども、ご質問にございましたとおり、ここ数年は鉄道広告によります受験者増の取り組み、こういったものを行ってございました。来年度は、この部分というのは予定しておらないわけなんですけれども、これまでの採用試験で明らかになっておりますのが受験者のおよそ7割、これが最大の割合ですけれども、インターネットの検索によって、本市の採用のホームページを閲覧することによって試験を実施していることを知っている。そういうような回答というのがございました。

来年度につきましては、少し広報課との連携も視野に入れておりますけれども、きちっとしたホームページの見直し、動画等も活用しながら、市職員として働くことの魅力ということを伝えることで、さらなる受験者の獲得に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、ウェブシステムの活用方法のお問いでございました。ご質問のメンタルヘルス、体調管理面であったり、職務意欲の状況等、この把握ということもこのウェブシステムでできるような形になっておりまして、状態がよくない場合には、人事課から各所属のほうに面談の依頼であっ

たり、これまでの業務上の対応方法の変更の依頼などを行いまして、職員一人一人が自身の能力をきちんと発揮できるよう、また成長につながるようフォローを行っております。今後も適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。それでは、要望させていただきます。

採用につきまして、ホームページの見直しと動画等を活用しながら、しっかりと管理に取り組んでいくということを理解いたしました。さらに、利用者の目線に立ち、ホームページの見やすさ、扱いやすさを一層意識していただきたいなと思っております。

この新採というのは、シティプロモーションの恩恵を受ける代表的な例かと思っております。多くの方々が摂津市を知ってもらうことによって、職員になりたいと思うところ。そういったところがシティプロモーションの結果として、そこにつながっていくのかなと。また当然、市職員の市への愛着度にもつながることも非常に重要になっております。その点、広報課と人事課との連携というのは極めて重要でありますので、そのところの連携をしっかりと行っていただき、ホームページの見やすさ、そして引き続きの採用の取り組みにしっかりと取り組んでいただくように要望とさせていただきます。

そして最後、ウェブシステムの活用方法において体調管理面等でもしっかりとできると。成長につながるようにフォローしていくというところを認識いたしました。この点、市職員になったということでゆかりある人をぜひ大切にしていきたい

など思っております。

これと併せて、初期配置等にもやっぱり配慮される必要もあるのかなど。適性もあれば、一定の社会経験ができないと分からないところも多いということもあります。それらを踏まえて、やはり新卒採用あるいは中途採用なりが、いずれにせよその能力を最大に発揮できるように、長い目で見てしっかりと人材育成をしていくという必要があるかなと思っております。システム等踏まえて、各課とも連携して取り組まれるように、そして少数精鋭体制の行政に取り組まれるように要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 続いて、安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、人事課に関わって3点ほどお伺いします。

予算書206ページから210ページ。先ほど公室長からもご説明いただきましたが、一般職の職員数のことです。この資料では、一般会計では前年比10名減少の577名ということであります。予算概要の10ページを見ますと、会計年度任用職員任用事業として、前年比2割増ということで、会計年度任用職員等もふえていくというような人事に係る予算になっております。ここで改めて、特別会計も含めて職員数の推移をどう見ているのか、また、正規・非正規・会計年度任用職員などの令和3年度の配置の状況等、最初にお聞かせください。

人事課に対する二つ目の質問は、先ほどもご質問がありましたように、階層別であったり、職種別であったり、組織課題別の能力開発事業が行われて、人材の育成に予算をつけているということでもあります。その上で、主要事業一覧のほうにもありまし

たように、新年度は平成18年に策定された摂津市人材育成基本方針、それから平成28年につくられた摂津市人材育成実施計画が改訂されていくということでもあります。とりわけ人材育成実施計画は5年間、令和2年度、つまり今年度末が最終年ということでもありますので、この間の実施計画の到達点及びその評価、どのように見ておられるのか、お聞かせください。

そして3点目は、地域手当のことについてちょっとお聞きしておきたいと思えます。

これは長年、これまで議論が行われてきていると思いますが、同じ経済圏・生活圏において地域手当が近隣市と比べても4割も低いという点は、やはり見直しを求めていかなければいけないと。とりわけ今、人材、人手不足の中で採用応募についても影響が出るという点では、見逃せない、このまま見逃しておくことはできないということで、これまでも国への見直しの要望をされてきているかと思いますが、ちょっと令和3年度を含めて、現状の地域手当の動向、それからそれへの働きかけについて、お聞かせいただけたらと思えます。

続いて、政策推進課のほうで1点お聞きします。これも条例もありますし、本委員会終了後の協議会でもご報告いただけるので簡単にしておきたいと思うんですが、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。あと河川防災ステーションについてです。

これまで代表質問でもそうですし、委員会でも要望しているんですけども、市民参加、情報公開っていうのをしっかり徹底していただきたいと思っています。その上で、今回債務負担行為を受けて、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定支援の業

務委託料であったり、それから河川防災ステーションの検討支援業務委託料が計上されているわけですが、その委託の内容。先ほど少しありましたけれども、委託の内容やこういったところに委託をしていくのか、どのようにその委託先を選定していくのか、そのことについて、教えていただけたらと思います。

続いて、人権女性政策課に対して、2点聞きます。

予算概要22ページにありますように、先ほども松本委員からも質問があったと思いますが、男女共同参画推進事業におきまして、ウィズプランですね。第3期計画が新年度、つまり令和3年度が最終年となります。第3期のウィズプランの現段階での到達状況と令和3年度末の見込みについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから二つ目ですが、予算概要にあります人権条例運用事業の中にありますが、人間尊重のまちづくり審議会委員。これは報酬が前回9万円から23万4,000円と、大幅にふえていることについて、少しご説明をいただきたいということ。それから併せて、これは主要事業表一覧で38番目にも記載されている摂津市人権行政推進計画の改訂に向けて、市民意識調査が新年度に予定されて、委託されるということであります。この委託の内容であったり、想定されている実施時期、委託先等々、こういったところに委託をして、どのような形の調査をされようとしているのか、聞かせていただけたらと思います。

次に、消防のほうに、これは二つ聞かせていただきたい。

1点は予算概要にあります、人件費事業の中に特殊勤務手当があります。前年と比べると43.8%増ということでありま

すので、その要因について、お聞かせいただけたらと思います。

それから二つ目は、予算概要の98ページ、自主防災組織用ポンプ整備事業についてです。前年と比べたらもう皆増で、前年はなかったんですね、当初予算にはね。118万6,000円というのが計上されております。自主防災組織用のポンプということでその整備の内容等について、概要をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、選挙に係って、1点お聞きします。今年は衆議院議員総選挙と、それから市議会議員一般選挙が行われるということであります。今年度、つまり令和2年度は、市長選挙と市議補選がありました。市民にとって非常に身近な選挙ということでもありますので、やはり参政権をいかに保障していくのかというのが非常に重要なことだと思います。

投票率の向上というのは、やはり多くの人が選挙に行けるという状況をつくっていく。そのためには投票所の環境の整備であったり、それから期日前投票の投票所の整備などが必要になるのかなと思います。令和2年度補正予算では減額もありますので、令和2年度の市長選挙、市議会議員補欠選挙の状況と、それから新年度に向けて参政権を保障する、投票所の環境改善という点から、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

質問は以上です、1回目は。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1番目から3番目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、職員数の推移というお問い合わせございましたけれども、昨年4月の職員の実人数と来年度予定しております予算上の人

数の比較といたしまして、正職それから任期付、臨時職員含めてフルタイムの方というのが、2名の減員ということになってございます。

主な要因といたしましては、技能労務職の退職不補充の部分。臨時職員が1名減になったこと。その一方で、事務技術職等で3名のプラスがあるということで、大幅な変化はないんですが、2名減ということでございます。それから、会計年度任用職員につきましては、約30名の増員ということになってございますけれども、要因といたしましては、学校関係でコロナの対策等で、消毒等を行っていただくスクールサポーターが増員になっている。それから、選挙の関係で会計年度任用職員の方が、選挙回数に伴って増員となっている。これらが主な要因ということになってございます。今後の事務・技術の配属等についても、増員予定の場所も少し想定をしながら、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

それから、人材育成実施計画、方針の見直しの点でございますけれども、到達度状況のお問い合わせございました。

平成28年の人材育成実施計画の改訂以後、計画内容の実施状況の進捗管理というのを行っておりまして、現在の計画の改訂時と比較をして、評価できるものとしましては、能力評価や業績評価といった人事評価制度を活用した職員の能力育成という項目になってございます。これは半期ごとのフィードバック面談時に適切なアドバイスを行うことで、各職員の振り返り、役割や目標の認識によい影響があると、そういう評価ができるものであると考えております。一方で、チャレンジ精神であったり、意欲向上に関する制度的な支援の部

分については、当時と評価としては同程度の結果となっております。やや課題を残したとも言えると思います。今後の課題として認識し、計画改訂の際には、さらなる検討が必要になると考えております。

それから、3番目のご質問の地域手当の動向のお問い合わせございました。ご質問にございましたとおり、これまでの定例的な国や府への要望に加えまして、同じような状況にある近隣市より低い水準の地域手当の指定を受けている他市との連携ということで、昨年2月に代表市が要望書を直接国のほうへ提出に伺っております。

今年度につきましても、今年の2月に同様の要望書というのを提出してございまして、対応としては、課題認識の共有、それから、今年に関しましては、具体的なデータの提出を国から求められている状況にございまして、これまでになかった対応ということでございますので、今後も継続的に他市との連携を深め、要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 鳥飼まちづくり
グランドデザイン策定事業に係ります委託料につきまして、ご答弁申し上げます。委託料は2項目ありますので、私のほうからは、グランドデザイン策定等支援業務委託料につきまして、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、委託業務の内容につきましては、鳥飼地域の現況把握であったり、将来見通し、住民アンケート等、地域特性の分析であったり、市職員がまちづくりの方向性を検討する上での関連データや法令等の調査分析など、サポートを行っていただく内

容となっております。

令和2年度に債務負担行為を承認いただいておりますので、令和2年6月にコンサルティング事業者と鳥飼まちづくりブランドデザイン策定等支援業務委託として、履行期間が令和2年6月から令和4年3月31日までの契約を締結させていただいております。

事業者の選定につきましては、庁内で事業者の選定に係る委託提案審査委員会を設置し、プロポーザル方式にて選定を行っております。

以上でございます。

○野口博委員長 西川参事。

○西川市長公室参事 河川防災ステーションの委託についてのご質問にお答えさせていただきます。

委託の内容につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、河川防災ステーションの上部の施設、建物の規模、施設内容、建物の概要設計等を実施するものでございます。

選定する業者につきましては、建物の設計ができるということが前提になると思います。また、河川防災ステーションの上部に建物を設計することになりますので、やはり国のこのような事業に精通した業者等を選定していくということになると思います。

以上です。

○野口博委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、5番目の男女共同参画計画推進事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

男女共同参画計画の第3期に関しましては、委員がおっしゃっておられるように、最終年度になります。令和3年度の最終目

標値では、各種審議会の女性の参画率が35%の達成を目指しますとなっております、摂津市においては、令和2年の4月1日現在では、全委員会では37.6%となっております。しかし、この目標は必ずしも社会全体で十分共有され、各種制度も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難いところもあります。現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、進捗が遅れている分野もあるのが実情です。また、社会全体において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在していること、また、性暴力や女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっております。

こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを令和4年度の最終年に向けて、加速させることが必要であると考えております。

続きまして、人権条例運用事業についてのご質問にお答えいたします。

人間尊重のまちづくり審議会委員報酬が、金額が大幅にアップしているという説明でございますが、摂津市人権行政推進計画の改訂に向けて、市民意識調査を実施いたします。人間尊重のまちづくり審議会委員の委員報酬が改定になったこと、市民意識調査のアンケート項目について、審議会の回数が1回から2回に変わったことによる大幅の増額になります。

委託先についてのご質問ですが、令和3年の5月に予定しております入札において、業者選定をする予定になっております。

市民意識調査の内容についてですが、人間尊重のまちづくり審議会の委員の方と中身について、新たな人権課題も含めて議

論していきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、特殊勤務手当についてのご質問にお答えいたします。

特殊勤務手当には、消防業務従事手当、年末年始等がございまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、感染が疑われる傷病者と接触した事案につきまして、昨年の3月から衛生一般廃棄物作業従事手当が適用、支給されることとなっております。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号8番、安藤委員からのご質問、予算概要98ページ、自主防災組織用ポンプ整備事業について、お答えいたします。

まず、この自主防災組織用ポンプの設置箇所、設置台数であります。10か所・10台でございます。

なお、その内訳でございますが、配備年度ごとに申し上げますと、平成8年度に三島荘公園、さつき公園、あじさい公園、市立第34集会所、市立味生公民館で5台。平成10年度に東正雀ちびっこ公園で1台。平成11年度に新生さくら公園、けやき公園で2台となりまして、合計8台は既に更新を完了いたしております。そして今回、令和3年度に整備をいたします平成13年度設置の三島公園、せんだん公園の2台を足しますと、市内合計10台となるものでございます。

また、その経緯でございますが、この自主防災組織は、平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災の教訓を基に立ち上げられたものでございまして、災害対応のた

めの耐震性防火水槽とセットで軽可搬式消防ポンプも同時に整備していったものでございます。しかしながら、軽可搬式消防ポンプの使用期限は20年でございます。事実として経年劣化によりポンプの老朽化が進んでいるとともに、自治会からの強い要望も相まって、消防本部では、平成28年度から市内10か所に設置している自主防災組織用軽可搬式消防ポンプを順次更新するため、計画を立てて整備しているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 菰原次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙管理委員会事務局に係ります投票所の環境整備に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、令和2年の9月20日に摂津市長選挙、市議会議員補欠選挙を実施しましたが、そのときの環境整備の一環としまして、期日前投票所をフォルテ301に新たに設置させていただいております。こちらの設置の目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国からも通知がございまして、期日前投票を充実し、投票日当日に選挙人が集中することを避けて、分散投票を促すことが狙いというのがございました。また、第1投票区の千里丘新町の人口増、そのあたりも踏まえて、期日前投票所を1か所増設しております。

次に、個別の投票所の環境整備という部分では、従前、第9集会所の扉がスロープに干渉している部分がございまして、こちらは施設の所管課のほうにもお願いし、解消いたしました。また、同じ投票区内の投票所の場所の見直しも行っております。第13投票区の投票所を味生体育館から別

府コミュニティセンターへ変更しまして、投票所までの距離の均衡を図っております。

また、環境面で若干外れる話になるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、受付の部分にビニールシートの設置、マスク着用、使い捨て鉛筆、消毒用アルコールの設置等そういう対策も行っていました。

また予算面では、補正予算で補正している内容につきましては、立候補者に起因します選挙公営制度の交付金の減額というのが主になっているところでございます。

次に、令和3年度に向けてとのご質問もございました。先ほど申し上げましたとおり、市議会議員一般選挙と衆議院議員総選挙を仮に同日に行うと、最高裁判官の国民審査も含め、四つの投票を行うことになります。従前から投票所の中には集会所でありますとか、50平米を満たない広さの投票所もございますので、同じ投票区内でより快適に投票いただけるような場所がございましたら、その調査を進めて、できる限り広い投票所、有権者の皆さんが来やすい投票所への変更も模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、2回目の質問をします。

人事課のほうの職員数の推移についてであります。この間も何度も代表質問であつたり、いろんな委員会での審査においても言うてきたんですけれども、特にここ数年の間、災害の多発であつたり、今起きている新型コロナウイルス感染症などといった未曾有の危機の中で、地方公共団体としての役割というのを改めて問われ

ているのかなと思うんですね。今までやはり限られた人数で、財政も苦しいと。職員の定員管理をして少ない人数で最大の効果を得ようというような方針の下で進められてきました。これは摂津市に限らずだと思うんです。公務員の数も、この間ずっと減らされてきていると思うんですね。そうした人事政策そのもの、もしくは医療や保健衛生等々の施設の効率化などが、言うたら今回のような感染症の拡大などといった危機に対して、行政の脆弱性というのがやはり出てきていると言わなければいけないのかなと思います。この間、摂津市行政も権限移譲で仕事がふえると。行政需要も複雑化し、いろんなことが一番市民に身近な自治体にしわ寄せが来ているというような下で、今のままの職員体制でいいのかということが改めて問われているんですね。

今回全体でいうと、会計年度任用職員はふえているけれども、もちろん個別のスクールサポーターとか、選挙のことでいうことでの会計年度任用職員ではありますけれども、それを抜きにすると減っているんですよ。そういった体制の下で住民の福祉の増進を図るという、地方公共団体としての役割が果たしてできるのかということが問われていると私は思います。

その上で、今回全体としては、人数は今のところ、横ばいか若干減るようなことを今ご答弁いただいたんですけれども、それであるならば、一定この部署には重点的に人を配置すべきではないかなどといった重点配置であるとか、考慮しなければいけないようなことがあるんじゃないかなと思うんですが、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、人材育成基本方針実施計画に

ついて、到達、評価について少しご報告、お答えをいただいたと思います。この人事育成基本方針が策定された平成18年は、非常に摂津市にとって、財政が厳しい中、つくられたということのようです。

地方分権一括法が成立して、自治体に権限がいろいろと委ねられてきている一方で、財政危機。当時9年連続経常収支比率が100を超えていたというような状況の下で、団塊世代の職員が大量に退職をしていた時期で、組織弱体をしてきていると。職員の資質や能力を最大限発揮するための人づくりの仕組みを体系化して、計画的な人材育成や職場の活性化を推進していく必要があるということから、この人材育成基本方針では、策定されたというふうに書かれています。その上で、仕事をする上での原点は市民であり、公務員は全体の奉仕者として住民福祉の増進に努めなければならないということで、目指す職員像が五つ掲げられています。その上で、平成28年度、さらに自ら前例をつくる職員というものが追加されて、六つの目指す職員像が示されています。職場や研修、人事制度別に目標項目、具体的な手段や施策等も示されてきました。

1回目の質問にもありますように、新たな財政需要やそれから役割、それからパンデミック等々の対応など、自治体の職員の仕事、本当に重大になってきていると思いますが、今回この基本方針や実施計画がどのような役割を果たせるのか、果たす職員をつくっていけるのか、どういう方向性でこの計画を見直していこうとしているのかについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域手当についてです。非常に不条理なことだと思います。要望もされ

ているということでもあります。この間、要望された際の国からの反応であるとか、または国がまだそういった地域手当の等級の見直しがされないというのであれば、摂津市自治体独自で地域手当の近隣市に合わせていくというようなことがあり得ないのかどうなのか、その点をお聞かせいただけないでしょうか。

続いて、政策推進課です。鳥飼まちづくりグランドデザインの策定委託、河川防災ステーションの支援業務委託についてであります。

プロポーザルで委託先を決めていくということだと思っんですね。最近、市民を巻き込んでいろいろ計画を立てていく、または市民サービスを行う事業のためにお金だけでは判断できないということで、プロポーザル契約で業者を選定するようなことが続いています。一方で、プロポーザル契約は、ある意味、厳格に公表性、透明性をきちんと担保しなければ非常に不透明な中で委託先が決められていく可能性というがあると思っんです。さらに、学校給食等を見ても、手を挙げる事業者が1社しかいない。もしくは2社しかいない。競争そのものも担保できないという中で、事業者選定がされていくというような例があるんですね。

鳥飼まちづくりグランドデザインなんというのは、本当に鳥飼の将来像を決めていく上で、もちろん技術的にいろいろな調査も行い、分析もしていく必要があるのと同時に、住民の皆さんとコミュニケーションを取りながら、いろいろな検討をしていただくということではスキルも必要でありますし、体力も必要でもあります。そういった大事な事業者を選ぶ上で、果たして大丈夫なのかという心配があるんですけ

れども、その点の、プロポーザルで応募、募集をするときには、いろいろ仕様書も作られると思いますが、その辺のプロポーザルについてのお考えについて、お聞かせをいただきたいというのと。

もう1点は、策定委員会は庁内の中でのいろいろと、もちろん公募により市民も入ってということですから、これについては条例の審査のほうでまた要望もしますけれども、やはり政策推進課の鳥飼まちづくりグランドデザインの担当部署の方々が庁内の調整と同時に、地域の中にしっかり入っていただいて、いろんな意見調整であったりとかもする必要が出てくると、私は思っています。そうしてほしいと思っているんですけども、そういう点でいうと、人員であるとか、体制は十分なのかどうなのか。その点のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

人権女性政策課について、男女共同参画計画第3期についてお話しをいただきました。ジェンダー平等などなど、やはり長年に社会の中に染み込んでいる意識を変えていくというのは、非常に難しいことだと思うんですけども、昨今、世界的に広がっているMe Too運動であるとか、これまで表に出せなかった声が、例えば最近であれば、オリンピック組織委員会の前会長の発言から、言葉を発していくというような中で女性の地位向上であるとか、男女平等の社会をつくっていくというムーブメントが今起きているという中で、こういった第4期計画をこれから策定していくということですので、非常に大事な事業だなと思っています。その上で、市民意識調査も行われておりますので、その意識調査からどんな第4期プランを考えていこうか、お考えがあれば、お聞かせいただきたい

い。

それと、男女共同参画計画第3期の中に市職員がモデルとなって、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進していくんだという方向性が示されています。摂津市が事業者として、男女共同参画をどのように進めているのかということで、特定事業主行動計画というののもつくりられています。それについてどうなのか。摂津市が事業主として男女共同参画にどのように取り組んでいるのかというのは、同時に問われていると思いますので、その点については、人事課のほうに改めてお聞きしたいと思います。

それから、人権条例運用事業のことについてであります。市民意識調査委託については、5月に入札をしていくということですが、先ほども申し上げましたけれども、入札の方法ですね。どんなふうにやられるのかというのはお聞きしておきたいなと思います。

人権尊重のまちづくり審議会委員会について、もう少しお聞きしたいと思うんですけども、1年に1回、この審議会が開かれていると認識をしています。令和2年度は8月に開催をされているんですけども、要点のほうを読ませていただきますと、そこには非常に重要なこともお話し合いがされておられるんですが、ヘイトスピーチガイドラインというものと、それから公共施設の利用に係って一定その意見を求める第三者機関のことについて、議論がされています。その内容について、少しお聞かせいただけたらと思います。

消防のほうについてですが、特殊勤務手当につきましては分かりました。決算審査に係る委員会のときにもお聞きしていて、新型コロナウイルスに感染されている方、

感染されているかもしれないという中で、防護服をしっかりと着用した上で救助活動、救急活動をやっているというのを本当に敬意を表するわけでありまして、それでもなおやはり危険な業務ということでの特殊勤務手当ということだと思います。

どうしてもワクチンに期待する声も高いんですけども、なかなかワクチンというのもすぐには行き渡らない中で、重要なことはきちんとしたPCR検査を定期的に行っていくことも同時に進めていかなければ、今また下げ止まり状況になっている新型コロナウイルス感染症を抑え込んでいくというのはなかなか難しいのではないかなと、そんなふうに思っているわけですが、何よりやっぱり危険な業務をやっておられる消防職員、救急隊員の皆さんが、新型コロナウイルスに感染したり、消防署の中でパンデミックが起きる、集団感染が起きるということは、絶対に避けなければならないことでもあります。今回、大阪府でもようやくですが、高齢者施設の従事者に対して定期的なPCR検査を行っていくことにされました。こういう救助活動・救急活動をされている消防署の皆さんには、少なくとも今、府や国のほうからお金が出ないとしても、市独自でも、エッセンシャルワーカーとして、PCR検査を定期的に行うということが安全を確保するという上で重要だと思います。

決算審査に係る委員会のときにも少し要望だけさせていただいたんですが、改めて令和3年度、これからそういった方向で検討をする予定はないのか、聞かせていただきたいと思います。

それから、自主防災組織用のポンプについてです。市内10か所に10個ですね。

10台のポンプが整備されていて、その更新だということでもあります。自主防災ですので、今もお話ありましたように、自治会の方々が中心になって運用されているかと思いますが、やはり平成7年以降、地域の中でその自主防災組織用のポンプがどこにあって、どのように運用されるのかというようなことが明確にされなくなっているところがあるのではないかなどという危惧をする、心配をするわけですが、この自主防災組織用ポンプの運用状況。どこが責任を持って、どんなときにどうやって使うのか。また訓練等がされているのか、どうなのか、そこをお聞かせいただけたらと思います。

選挙についてです。これも一つは投票所それぞれの環境整備はしっかりやっていただきたいなと思います。同時に、高齢化が進んでいます。それから若い人たちが投票行動を起こしてもらおうという点でもいろいろ苦労していらっしゃると思いますが、やはり身近に投票ができるという環境をつくっていくというのは、とても大事なことです。

この間、投票所が非常に狭い投票所などなどの問題もあって、統合がされたことによって、投票所までの距離が非常に長くなってしまふ。雨が降ったらもうとても行けないというような方もいらっしゃるし、車で行こうにも駐車場がないというようなお話もお伺いします。これ毎回選挙ごとにそういった方々の声というのはふえてくると、私は感じているんですけども、やはり投票行為を保障するという意味で、足の確保であるとか、それから駐車場の確保はもちろんですけれども、期日前投票所をさらにふやしていくようなことは、私はもう避けられないと思うんですね。その点、

お考えについては、この間、令和2年度、1か所、フォルテ摂津で作っていただきましたけれども、さらにふやしていくようなことはやっぱり選挙管理委員会としたら重要な責務だと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1番目から3番目の質問の2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1番目の職員の重点配置の考え方のお問いでございました。本市の令和3年4月の職員について、事務・技術でやや増員ということで考えてございまして、部門といたしましては、大規模開発が本格化しております建設部門、こちらの対応。それから、ご質問にもございましたとおり、コロナ禍におけるワクチン接種の関連。こちらでも緊急対応を要するということでございまして、こちらの部門も増員を想定しております。

職員の採用配置に関しましては、定員管理計画というのを設けておりますけれども、建設部門などは当初の予定というか、見込んでいた部分というのもございますし、もちろんワクチン接種などは見込んではおらない部分にはなるんですが、今後とも要因の変化に対応しながら、定員管理を行ってまいりたいと考えております。

それから、2番目のご質問の人材育成の計画の見直しの考えでございましてけれども、今般、計画の見直しについての期間を1年延長して来年度に実施を行うことといたしております。現在行われております第三者委員会を設置することになった様々な案件、これを踏まえる必要があるということで対応しているものでござい

すけれども、答申の内容には、マニュアルの整備はもちろん、その他の観点、組織風土、意識改革、もちろん人材育成の研修に関するもの。こういったものも様々な要素を含んだことになるというふうには想定をいたしております。これらをしっかりと項目として位置づける、そういったことが必要になると考えております。

また、先ほど計画等の策定期期のお話もございましたけれども、当時とは少し異なっている面として、人事評価の制度が実施から年数がたちまして、定着をしてくていると。これをきっちりと有効にサイクルとして活用していく、有機的に連動させていく、こういったことを計画の中で位置づけていく、そういったことも必要になってくるものと考えております。

それから、地域手当の動向の件でございましてけれども、独自の設定がどうかというお問い合わせでございました。少し古いというか、令和元年の情報になりますけれども、国基準を上回る支給を行っている団体というのが65団体ほどございまして、条例を改正して、国の指定と異なる地域手当の支給率というのを定めておりますけれども、この国の定めを上回った場合に、やはり財政的に余裕があるという判断の下に地方交付税のうち特別交付税の減額措置がなされるという、そういった可能性が排除できない。そういったことも含めて、財政への一定の影響というのでも鑑みる必要があることから、現実的には厳しいと考えてございまして、ただ各市、他の団体との連携・共同での要望活動というのは、国のほうからも少し反応がございしますので、これは継続的に続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 鳥飼まちづくり
グランドデザイン策定に係る委託料の件
につきまして、ご答弁させていただきます。

鳥飼まちづくりグランドデザインにつ
きましては、2か年で策定するため、令和
2年度に債務負担行為を設定させていた
だいております。それで、令和2年の4月
に鳥飼まちづくりグランドデザイン策定
等支援業務委託提案審査委員会として、財
政課をはじめとする庁内関係課で提案審
査委員会を設置し、業者選定を行っており、
令和2年6月にコンサルティング事業者
と契約を締結しております。

プロポーザルの実施に当たりましては、
本市での計画策定等の実績、近隣市での実
績を考慮しまして、6者に対する指名型プ
ロポーザルで実施し、事業者の選定を行っ
ております。

以上でございます。

○野口博委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたら、鳥飼
まちづくりグランドデザインの人員と体
制についてのご質問に私のほうからお答
えさせていただきます。

令和3年度以後、鳥飼グランドデザイン
につきましては、様々な課題解消に向けた
具体化が本格化してまいります。それに加
えて、河川防災ステーションについても整
備計画、その上物の在り方等、本格的に取
り組みを進めていかなければならないと
いうこともございます。

現在、河川防災ステーションについては、
プロジェクトチームというのを設けてお
りますけれども、それは一旦3月末に解消
させていただいて、4月1日の人事異動の
中で、もちろんオール摂津で取り組むべき
事案でございますけれども、やはりその中

心というのは政策推進課の鳥飼まちづく
りグランドデザインのチームになると思
いますので、4月1日の人事異動の中でそ
の体制と組織の在り方については、現在検
討しているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 男女共同参画
計画についてのご質問にお答えさせてい
たきます。

先ほど委員がおっしゃっておられまし
たように、オリンピックに係る発言も含め、
社会全体においてはやはりまだまだ固定
的な性別役割分担意識や無意識の思い込
みが存在しているというのは、人権女性政
策課でも考えております。その解消に向け
まして、男女共同参画センターのウィズセ
ットでは、女性の講座の開催でありますと
か、例えば例を挙げますと、地域防災に関
しましても、男女共同参画を促進するた
めの女性の参画拡大である防災サポーター
で女性の講座等をさせていただいている
ところです。

市民意識調査に関してですが、市民意識
調査の報告書及び概要版につきましては、
近々配架また各議員にもお配りする予定
になっております。その中で、男女の地位
に関する意識について、お話しさせてい
たきますと、「男女は平等になっていると
思いますか」という質問に関しまして、前
回の「平等になっていると思う」のポイン
トよりも、今回のほうが低くなっておりま
した。計画をつくっている中で、なぜ低く
なっているのかと考えたところ、考えよう
によっては、関心が高まったから。今まで
男性が仕事をして、女性が家庭にいる。そ
れが当たり前だと思っていたことが、先ほ
ど委員のほうがおっしゃっていただいた

ように、MeToo運動の考え方も含め、皆さんの関心が高まったことにより、ポイントが低くなったと分析しております。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 5番目のご質問の人事課の部分につきまして、お答えをさせていただきます。

男女共同参画の模範となるべきというようなお問いでございましたけれども、この部分につきましては、ご質問のとおり、市の職員として率先するといえますか、積極的に取り組む必要があるものというふうに考えております。

人事課のほうで、特定事業主行動計画というのを策定いたしております、毎年度の達成状況というのをホームページでも公表させていただいております。令和2年の3月に一度見直しを行いまして、数値目標も少し変更しながら具体的な取り組みを人事課のほうでもどういったことをやっていくのかということ的位置づけしながら、現在取り組んでいる状況にございまして、引き続き、この数値目標が達成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 6番目の人間尊重のまちづくりに関しましてのご質問に対して、お答えいたします。

まず、人間尊重のまちづくりの審議会の委員ですが、学識経験を有する方、関係団体の推薦を頂いている方から構成されております。人権擁護に関する重要事項を審議するために設置している審議会であります。

また、先ほど委員のほうから、人間尊重

まちづくり審議会の要点録を見ていただいたということで、ヘイトスピーチに関してのお話もございました。ヘイトスピーチのガイドラインにつきましては、各施設の所管組織が各施設の設置条例等に基づく使用制限規定の適用について、解釈、運用する際に基準として策定するものであります。よって、各施設の設置、管理条例に定める、不許可にできる場合を整理したものにしかすぎず、これをもって何らかの新たな事前規制を設けるものではありません。

以上です。

○野口博委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、PCR検査についてのお問いにお答えいたします。

現在、全救急事案に対しましては、救急隊員はゴーグル、N95マスク、感染防止衣の上下を装備しており、総務省消防庁通知及び茨木保健所からは、これらを装備することによって、救急隊員は濃厚接触者に該当しないとの見解を頂いておりますことから、現在のところ、救急隊員に対しましては、PCR検査の実施は行っておりません。しかしながら、PCR検査の実施について、近隣消防の状況を鑑みながら、また情報共有しながら、実施についての検討をしてみたいと考えております。

また、ワクチンについてなんですが、大阪府において救急隊員、消防隊員も含めまして、医療従事者扱いとなることから、5月頃には実施できる予定でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、質問番号8番、安藤委員からの2回目の質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織でございますが、委員がご指摘のとおり、先ほど申し上げまし

た10か所の設置場所を管轄いたします自治会長をはじめ、その地区の自治会員により構成されております。

また、このポンプの運用ですが、先ほどの経緯にもございましたが、阪神淡路大震災級の大災害、また今後起こり得るとされている南海・東南海大地震等の大災害発生時において、市内に多数の炎上火災が発生し、常備消防はもちろんのこと、消防団車両をもって対応が困難な甚大な大災害が発生したときに、「私たちのまちは私たちで守る」を合い言葉に、この自主防災組織用ポンプを活用していただくものでございます。

なお、この自主防災組織用のポンプの訓練での運用でございますが、毎年校区ごとに実施されております、自治会主催の自主防災訓練において自主防災組織用ポンプを訓練場所へご移動いただき、消防職員及び団員が取り扱い等、訓練を指導させていただいております。残念ながら、今年度はコロナ禍により、地域の自主防災訓練は全て中止となってしまいましたが、来年度は可能な限り、自主防災組織用ポンプのより広い周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 菰原次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、安藤議員の9番質問の再度の質問、期日前投票所の増設に係ります質問にお答えいたします。

期日前投票所を新たに設置することになると、まずどの場所に設置するかという位置の問題、地域バランスと施設等の問題がございます。当日投票所として市内の22か所に設置します投票所との関係、各投

票区の有権者数などを加味した上で、費用対効果が期待できる場所を選定し、選挙に必要な広さ、委員も懸念されております駐車場の完備、バリアフリー化といった利用のしやすさを兼ね備えた施設を一定期間、安定的に確保していく必要がございます。

また、経費面と人員の確保の問題がございます。具体的には、経費面としまして、同時に市役所以外で期日前投票所を新たに設けるとなると、二重投票防止するための投票システムを新たに整備するコストが発生いたします。人員の確保の面では、法令上、期日前投票所ごとに設置が必要となります投票管理者、職務代理者、投票立会人等が必要になります。それと、当然のことながら、事務従事者も相当数確保する必要が出てまいります。

こういった課題等も踏まえて、当面は令和2年に新たに設置しましたフォルテ301の定着度の状況を見極めまして、その期日前投票期間の延長等の必要性からまず検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 まとめたいと思いますが、人の採用であったり、配置ということであります。基本計画、実施計画等も見直しをされていくということではありますが、やっぱり正職員の数をしっかりふやしていく、パイをふやさないことには、対応し切れないうんじゃないかなというのは思います。そのことを意見として申し上げておきたいと思います。

同時に、第三者委員会ですね、つまり事務執行適正化第三者委員会の中間報告にも書かれているように、様々な職場の中でのコミュニケーション不足であったり、職場の風土の問題であるとかということが指

摘をされています。忙しさであるとか、それから職員のモチベーションの低下なども当然原因があるのではないかなと思うんですね。やはり住民の福祉増進を図る全体の奉仕者として、代表質問でも紹介させていただいたように、市の職員は、採用されたときには、宣誓を行って、職に就くと聞いておりますが、言うなれば、本当にやりがいのあるお仕事で、市民の皆さんに喜んでもらうことを新たな仕事のやりがいとしていただいて、生き生きと働ける環境にしていくということが、いざ市民のためになると、私は思っていますので、そのためには、いろんな努力、個々の努力や気合も必要なんですけれども、やはり人の確保というのは、やっぱり避けては通れないことだということです。そのことは、意見として申し上げておきたいと思えます。実施計画、基本方針の策定、それから人事政策等について、今後検討していただくことを求めていると思えます。

地域手当につきましては、いろいろ困難な問題ではあります。いろいろな動きも出てきておりますので、引き続きですね、少なくとも近隣市と肩を並べられて、同じ生活圏・経済圏でお仕事をしている方々が同じような報酬が得られるというようなことは最低限できるように、努力をしていただきたいということを申し上げておきます。

鳥飼まちづくりグランドデザイン、それから河川防災ステーションについては、人員については4月以降の人事異動等で検討していくということです。人員体制なども含めて、それから庁内横断的な組織という点でもしっかりと連携を取りながら、体制強化をしていただきたいと思います。

また、策定委員会であるとかのことや、防災ステーションについてはまた条例の審議のとき、また協議会等でご質問させていただきたいと思えますので、この再質問ではこのぐらいにしておきたいと思えます。

それから、男女共同参画、ウィズプランについてであります。由井課長から今ご答弁いただいたんですが、意識調査については、出来上りを少し待ちたいと思えますが、ご紹介いただいた男女平等が進んでいるかに対しての、若干低下したというようなことについては、由井課長の分析に非常に共感する面もあります。私も含めてなんですけれども、今回のオリンピック組織委員会等のあの発言であったり、この間のMeToo運動であったり、KuToo運動など、女性の方々が積極的に発言をされ始めた。そのことによって、実は私自身も全然気づいていなかった、いわゆるその男女の性差による差がこんなにあったんだということを気づかされている部分というのがあるんですね。そういう意味では、まだまだ課題は多いとは思えますけれども、しかしそれは少なからず、前に進んでいると。声を上げられている方々がいらっしゃる、そういった今の社会状況をやはりきちんと行政の施策に反映できるような計画にしていきたいと思いますということを申し上げておきます。

ジェンダーギャップ指数121位ということで、非常に恥ずかしい日本社会であります。一番身近なところからこういう地道な、着実な前進を図っていくことを要望しておきたいと思えます。

同時に、今、摂津市独自の摂津市の特定事業主行動計画についてのお話も浅尾課長からもご報告をいただきました。第4次

数値目標も高く設けておられます。男性の育児休暇取得率であったり、出産補助休暇、育児参加休暇の取得というのは、私どもが若かった頃というのはなかなか、正直言い出しにくい、とても言い出せるような職場の雰囲気ではなかった時代を経て、今少しずつではありますが、これは当たり前なんだと。取る人は勇気が今は要るかもしれないんですけど、それはしっかりと取れるような職場風土をですね、かなり数字を見ても、前進してきている面もありますので、行政機関が率先してこういった取り組みをやることによって、社会全体を変えていくように、これはぜひ皆さんにも、地域にも、そういった話をするときには職場での取り組みについては、一緒に話していただけたらと思います。これも要望としておきたいと思います。

それから、人間尊重のまちづくり審議会の中で、少しお聞きした、ヘイトスピーチガイドラインについてでありますけれども、ヘイトスピーチそのものは絶対に許されるものではありませんので、自治体によったら条例をつくっておられるところもあります。川崎市では、罰則つきという条例もつくっておられるところもありますが、同時に、これは公共施設の利用を制限するということになりますので、かなり慎重に論議をしないと、検討しないと逆にこれは表現の自由との関係でいうと、市民生活、市民活動を抑制しかねないものであります。

ヘイトスピーチを許さないというような人権的な取り組みと同時に、この公共施設の使用手続についてのガイドラインについては、慎重な論議をしていただき、また議会にもご報告いただけたらと思います。求めておきたいと思います。

消防につきましては、PCR検査、きちりとした防護服を着ておられますから、濃厚接触者ではないということであります。しかし、通常の私生活等の中で注意をしていらっしゃると思いますけれども、それは感染するリスクというのではないとは言えません。消防に限らず、市の保健師であるとか、市民の方と接するような方々は、自ら感染する側にならないという立場からもPCR検査を市として、いろんな業務で定期的にやっていけるようなことを考えるべきだなということです。消防に限らず、その点については、所管がちょっとこれ外れますので、意見として申し上げるだけにしておきたいと思います。

それから、自主防災組織用のポンプの運用についてであります。自主防災訓練であるとか、自治会の方々に触っていただいているということであります。ただ、ポンプの置かれている場所も地域的にも偏りがあるのかなと思いますし、耐震防火槽とセットということでありますので、その耐震防火槽の場所で活用すると、使ってみるということも必要なのかなと。もしくは、自治会の方々もやはり入れ替わりであったり、高齢化が進んできている中で、地域の方々がここにこういった物があるということも知っていただくような工夫も、もうしていただいているのかもしれませんが、していただけるように、これは要望しておきたいなと思います。

選挙についてであります。これはもう何度とも言いますが、最後にしておきますが、今後の地域社会を見たら、やはり高齢化であったりというのは非常に大きな社会問題です。鳥飼地域の急速な人口減少も少子化と高齢化の急激な進行ということであります。一方で、選挙投票行為というのは、

民主主義の根幹をなす参政権ということで、非常に重要な国民の権利でありますから、それをどういうふうに保障していくのかということは、古くて新しい課題ではありますけれども、やはり一歩踏み込んで、交通手段を確保するであるとか、期日前投票所については、駅であるとか、大型スーパー、人の寄るようなところで設定をするなど、そういった工夫を今後ともしていただきたいなと思います。

当面は、期日前投票、フォルテ３０１についての日数をふやすなどの検討をされるということでありますので、できるだけ投票機会を増やすように検討をしていただくように求めていると思います。

以上です。

○野口博委員長　以上で安藤委員の質問が終わりました。

本日はこの程度にとどめ、散会します。

（午後５時１６分　散会）

委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務建設常任委員長　野口　　博

総務建設常任委員　松本　暁彦